

令和8年3月16日（月曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

9 番 青 木 浩 明 10 番 吉 尾 昌 樹

令和8年3月第19回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和8年3月16日9時00分開議

日程第1 一般質問（質問者：6番から11番まで）

議事の経過

令和8年3月16日
午前9時00分開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

おはようございます。

今回は、3 点につきまして一般質問を致します。

まず初めに、1、町行政情報の発信についてであります。

カッコ 1、開会当日、令和 8 年度施政方針で町政運営の基本方針及び主要施策について説明があったところでございますが、6 月定例会以降の行政報告時に、主要施策や課題等について適時、報告をすることも重要ではないかと考えるところであります。

この点についてどのようにお考えになれるか、お聞きを致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

おはようございます。

それでは矢野依伸議員の 1 のカッコ 1、行政報告の在り方についてお答えを致します。

行政報告につきましては、議員もご承知のとおり、現在、各議会におきまして、直前の議会以降に実施しました主要な取り組み等につきまして、報告をさせていただいております。

また、主要施策や課題、個別事業の状況、新しい取り組み、事業等につきましては、議員全員協議会の時間をいただきまして、議員の皆さまに対しご説明を行い、情報共有に努めてきたところでございます。

今後も引き続き、行政報告、そして議員全員協議会の場におきまして、必要な情報等を適時、皆さまに説明、報告を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

今、答弁があったとおり、議員に対してしては、ポイント的に主要施策について全員協議会の中で説明等をいただいております。それは間違いのないところであります。

この質問は、令和 3 年 9 月議会で同様の内容の質問を致しました。

質問の趣旨は、先ほど申しましたように主要事業や課題について、また過去からの取り組みや、複数年にわたり継続している事業や取り組みがあるわけで、その取り組み状況、経過、新たに生じた課題などについて説

明をすることがいいのではないかという考えからでございます。

また、この議会場でそのことを説明を行うということは、町民の方への説明もなるわけでありまして、町民の理解を得ていくこと、そのことは理解を得ていくことにもなるかと思います。

そういうところで一定、その議会から議会までの間の行政報告をしていただいておりますけれども、議会場で。

ただし、それに併せて、先ほど1番で質問をしました経過であるとか、あるいはこんな課題ができてると。あるいは、ここまでこの事業が進んでおるとかいうことを、やっぱ報告することがいいのではないか。

今の行政報告の中身っていうのは、私の受け取り方でございますけれども、その議会から議会の間にある、例えば災害状況であったり、以前でしたらコロナの状況であったり、そういうものが主になって今まで来ておるのではないかなというふうに思っております。

で、いろいろな町として行政の取り組みしております。必ずそこには変化も出てくると。そういうものを全てを報告するというわけにはいかないでしょうけれど、やっぱ主要的なものについては報告していくことが好ましいんじゃないかという、私の考え方です。

そういうところで、ぜひともそれらも併せて報告をしていただくことが良いのではないかというふうに思うところです。

そのあたりについて、再度お聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

議員からもありましたように、令和3年にこういったご意見をいただきまして、これまで、それまでは口頭でご報告をさせていただいた経緯があります。

それを、今文書にして皆さんにお渡しをしている。その中で、さらに全員協議会の場においても、これまで報告すべきものをしっかりと精査して、適宜それを報告をさせていただいてるのが現状でございます。

今後も引き続き、こういった形を取りながら必要な情報を皆さまにしっかりと伝えていくという考えでは、間違いございません。

また、住民の皆さまにどのように分かりやすく伝えていくのかということにつきましても、これまでもホームページやいろんなものを媒体使いまして、必要であるということに関しましては、情報発信をしてきたところでございます。

なお、今後につきましても、より分かりやすい情報、そしてどのように伝えていくのかということに関しましては、近隣市町村も含めまして、少し勉強、研究もさせていただきながら考えていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

私の、する方がいいんじゃないかという思いで、今回の質問しております。

今後いろいろと考えていただけるというようなご答弁でありますので、ぜひともそのようにしていただければというふうに思います。

そこで今度ら、議会の場で報告するというのは、併せて町民の方にもという思いを持っております。ここの

場でそのことを、例えば報告いただくようになったとしたら、今度はそのことをどういうふうに、言うたら町民の方に周知をしていくのか。手法みたいなお話ですけども。

この議会の状況につきましては、ケーブルテレビでも放映をされております。そして、町民の方が試聴されているんですけども、その視聴率っていうのはどれぐらいなのかなという思いも持っております。

ケーブルテレビで町民の方にもその状況をお伝えする。これは、大きな一つの手法だろうと思います。

そこで、さらなる周知というのを私、思ったところですけど。例えば、町広報誌。先ほども副町長の方からも答弁があったんですけども、町広報誌であるとかホームページですね。そういうものにも掲載はしながら、周知をしていくことも必要だろうというふうに考えるところであります。

そこで、町の広報は公式ホームページを見ている中で、トップ画面のところに町の情報という欄があります。その中に、町長室というコーナーがございます。それを見ておるときに、最新の掲載内容には、令和2年12月に新型コロナウイルス感染症関係のことについて、それ以前は、令和元年3月の四国横断自動車道大方四万十道路等について、町長のメッセージが寄せられてます。それが最新の状況だろうと思います。

例えば先ほど、今質問してもらう行政報告併せた説明のものを、例えば町長室のコーナーをトップ画面に持っていったいて、いつでも、例えば市民の方もいろんな方が検索できるように、それをまた確認できるようにすることも必要じゃないのかなというふうに、私は感じるところでございます。

これ以上このことについて質問は致しませんけれども、ぜひとも黒潮町いろんなことをやって、他の自治体にはない取り組みもしています。

また、物事を進めていくときには必ず経過があって、複数年でやるやっていくものがいっぱいありますので、そういうものを都度都度情報を発信して、町はこういう方向に向いているんだよと。こんなことに取り組んでいきよるんだよということの一つとしてそういうことを思いましたので、今回質問しました。

今後どうするかは別に致しまして、ぜひ私としては検討をしていただければというふうに思いますので、この質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。2、教育への投資についてでございます。

この質問は、大西町長が今回就任するに当たって、子育て支援と教育の充実に対して表明をされております。

子育て支援につきましては、町長からの答弁に意見がありましたが、50のメニューがあって、そのうち20メニューは経済的支援で、事業費2億円のうち1億円は一般財源で補っているという答弁がございました。

この子育て支援については財源確保も大きな課題ではありますけれども、今後、例えば子ども・子育て支援事業計画を中心にして、いろいろな取り組みを続けていっていただきたいと思います。

そこで、教育の充実、投資についてでございます。

これも町長の表明と、今回策定を致しました教育振興計画との関係について質問を致します。

カッコ1、第4期黒潮町教育振興基本計画として今回策定をされました。その策定ポイントはどのような内容かについて問うてございます。

令和6年3月に第3期黒潮町教育振興基本計画を策定して、中間年には見直しをするというふうにされておりました。今回、第4期としてこの計画を策定をされております。いろいろな思いがあって、並々ならぬ決意があって、策定をされたものというふうに思うところでございます。

そのあたりについて、答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

おはようございます。

それでは、矢野依伸議員のご質問にお答えを致します。

第4期黒潮町教育振興基本計画は、これまで本町が取り組んできた成果と課題を検証致しまして、その積み上げの上に立って、改めて本町の教育の軸を再整理したものでございます。

その策定ポイントは、子どもたち一人一人が将来幸せな人生を主体的に歩んでいくために必要な力を明確にしたところであります。今回の計画では、何よりもまず、子ども自身の人生の幸福を出発点に据えたことにあります。

第1に、自ら考え、判断し、行動する力の育成です。変化の激しい時代においては、与えられた答えを覚えるだけでなく、自ら課題を見つけ、選択し、行動できる力が不可欠です。そのため、探求的な学びや主体的な学習の一層の充実を図ってまいります。

第2に、互いを理解し尊重し合う力を教育の土台に据えたことです。多様な価値観が共存する社会においては、安心して挑戦できる環境は人と人との信頼の上に成り立つものであると認識をしております。人権尊重を基盤とし、対話と協働を重視する教育をさらに推進してまいります。

第3に、Society（ソサエティ）5.0時代を見据えた資質能力の育成です。情報活用能力をはじめ、創造力や柔軟な思考力を育て、子どもたちの将来の選択肢を広げる教育を推進してまいります。英語教育の充実もその一環として位置付け、世界とつながる可能性を広げることで、子どもたちの未来の可能性を狭めない教育を実現してまいります。

さらに、これら全ての基盤として、健やかな心と体の育成を踏まえ、生涯にわたり豊かに生きるための土台を築いてまいります。

併せて、本計画は就学前教育及び学校教育にとどまらず、人生100年時代を見据え、町民一人一人が生涯にわたり学び続け、自己実現を図ることができる生涯学習、社会教育の充実の重要な柱として位置付けています。

子どもたちの学び、子どもたちの育ちを支える地域の大人自身が学び続けること、世代を超えて学び合う環境を整えることなどが、結果として子どもたちの成長につながってまいります。

本計画は決して短期的な成果のみを求めるものではなく、今、学校で学んでいる子どもたちが10年後、20年後に自立し、自分らしく幸せに生きている姿となって表れること、そして、町民の皆さまが生涯にわたり学び、豊かに暮らしている姿を見据えた計画となっております。

教育の投資は、すぐに形となって表れるものばかりではありません。しかし、子ども一人一人の可能性を広げる取り組みの積み重ねこそが、将来の確かな成果につながるものであると考えております。本計画は、子ども一人一人の人生を支え、併せて、町民の生涯にわたる学びを支える教育へと軸足を置いた計画でございます。この理念の下、一つ一つ進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

今、教育長の方から答弁をいただきました。まっこう、そのとおりだろうと思います。

大切なことは、そのことをどうやって実行に移して、長期的に成果を出していくか。ここが一つのポイントだと思って、私は今回質問をさしてもらっております。

私も、教育だとかいうようなことを語れる自分でもないし、まして、親として子育てをした中で、反省のしきりでございます。しかしながら、黒潮町に生まれ、まあ経験もございますけれども、育っていく子どもたち

がどんな力をつけて世の中に出ていくか。これが、大きなポイントだろうというふうに考えるところでございます。

この就学前のときから、あるいは小学校、中学校、あるいは高校、それぞれその過程に成長していく中には、誰もがいろんな悩みもあり、また力もつけていく。そういう観点からしたとき、いかにそういう子どもたちの環境をつくってあげられるかということを、ずっと私は思っております。

そういうことで、今回この計画を見せさせていただいて、国、県の動向、町の取り巻く現状を記載がされております。そして、町の第3期教育振興基本計画の基本目標の成果と課題を洗い出しております。それは素晴らしい分析がされているんじゃないかなというふうに私は思うところですけども。

この4期の記載のところへ入ったときに、先ほど申しましたようにどうやって、基本理念であるとか方針であるというのは、そのとおりだろうと思います。じゃあ、そのことをいかに具現化させて実行していくのかなっていう思いがありまして、これを見さしてもらったときに、ちょっと悪いんですけども、そのところが何か見えにくかったなというふうに感じております。

基本目標と達成に向けた主な施策で、基本方針、基本目標、主な施策と主な指標が記載をされております。

その中で、主な指標では、各種調査アンケート実施状況、参加状況等が記載をされております。それは一つの物事の判断をしていく上には、そのことが必要だと。

じゃあ、その調査等々のものをどうやってやっていくのかっていうところなんですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは、矢野依伸議員の再質問にお答え致します。

確かに言われるとおりですね、大変難しい内容でございます。

その状況に對しましてですね、例えば、これから子どもたちに必要な力というのは、非認知能力、つまり頑張る力であったり、あるいはコミュニケーション能力であったり、あるいはやり抜く力であったり意欲であったりということが求められるということになろうかと思います。

そうすると、この非認知能力に對しましては100点満点がございません。ですから、なかなか数値に表すところが難しい状況でございます。

従いまして、各学校の先生方の見取りであったりですね、あるいは子どもたちの態度変容であったり、そういったものをですね、過去と比べてどういうふうな変化をたどっているのかという取り組みを積み重ねていく必要があろうかと思っておりますので、従いまして、今回数値化しておるものもありますけれども、その数値化してるものにつきましては、100点満点という状況の中で生まれるものでございますので数値化しております。

あとのものにつきましてはですね、非認知能力の部分でありますから、過去の分と比較しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

そのとおりだろうと思います。

ただ、こういうふうやっていく、このことについてはこうしていくんだということを大きく定めたわけですね。

それで、それは別途に作っても、この計画の中になくても私は良しと思ってるんですけども、じゃあこの計画年度、3期の中途で10年度までですかね、この計画案。じゃあ、10年度までの期間にどのレベルまで、いろんな項目がございます。自分たち、100はないですよ、確かに。まして、数値化とかいうような、できないことが多々あると思います。しかし、計画を定めてやりますよと言うたときに、じゃあ、この計画年度のときにどこまでのレベルで、ある項目に対してどこのレベルまでそのことを。一気に、その10年までの間に結果が出るというような、そんな話でも当然ないことは承知をしております。しかし、取り組みとして考えたときにはどのレベルまでにやっていくんだと。これを目標にしてやっていくんだらうということが、すごく私は必要じゃないか。

それは、この計画だけじゃなく全ての計画においてやらなければならないものを、法的な策定義務もあるかもしれないんですけど、この部門に対してはやっていくんだよ。こんな取り組みしていくんだよっていう考え方をひとつ示してる。じゃあ、そのことに対してどうかっていうところをすごく私は思うところがございますので、何件か計画のこと、教育委員会のでも聞かせてます。言うたら、やってできなかったこと。結果は結果です。しかし、物を進めていくときの一つの指標としては、このレベル。これは長期的にずっと考えたときには、全部が完了するものはありません。じゃあそういう課題に対しては、今の現状をとらまえたときに、どこまでやっていこうと。どういう手法でやっていこうと。これを、私はうんと思うところがございます。

そういう意味からおいて、調査であるとか、それはそうでしょう。ね。だけど、これは一つの、その判断をするときの一つの調査であり手段みたいなもの、まあ言うたら方法だと思います。それは別個でまた考えていかれると思うんですけど。

なぜこれを私は言うかということなんですけれども、黒潮町役場の庁内の中だけでその取り組みが済む話であるならば、それは、いろんな調整もしながら意見記録もしながらやっていけるんです。だけど、学校に現場があるわけがございますね。で、先生方は定期的に3月、もう少しすればまた来年度に向けた人事異動があります。町村間をまたいだ異動。教育委員会が考えておること、黒潮町としてやりたいこと、そのことを大きく実践をしていただくことは学校現場だ。そのことを、学校現場にいかにか黒潮町の方針として、取り組みとして伝えられるかと。これが大きなポイントだらうと思います。

そういう意味からすれば、そこのあたりも明確にした計画期間中の目標と。そういうものがあれば、先生方に対しても説明もしやすいし、方針も明確になる。そんなふうに、偉そうな言い方ですけど考えるとこです。

その点については、必ずや今までの結果があるわけであって、そしてそれをどうするかと。

なぜそれを言うかというたら、前のところに成果と課題というものが書かれておるんですよ。成果は成果で、今後も維持しながら上げていくと。

それと、やっぱ課題っていうものを書いておきます。その課題に対して大きな目標を定めて、それをどうしていくのか。ここが一番重要な話だらうと思って、ちょっと時間を取って今、私の考え方を申させていただきます。そこはぜひ必要だらうと思いますので、またいろいろとご検討していただくことが良いのではないかと思います。

もう次に移ります。

次のカッコ 2、計画の実効成果、効果を出していくためにどのような体制や支援措置を行っていくのかについて、お聞きをします。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

それでは、矢野依伸議員のご質問にお答え致します。

第4期黒潮町教育振興基本計画を実効性あるものとし、確かな成果につなげていくためには、理念を掲げるだけでなく、それを支える体制づくりと具体的な支援措置が不可欠であると考えております。

第1に、学校の組織力の強化です。

校長のリーダーシップの下、教職員が共通理解を持ち、チームとして取り組む体制を一層充実させなければなりません。

併せて、教職員研修の充実を図り、探求的な学びやICT活用、人権教育など、本計画の柱となる分野については実践力の向上を支援してまいります。

第2に、専門人材との連携強化です。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT支援員等との連携を深め、多様化、複雑化する課題に対応できる体制をさらに充実してまいります。

また、英語教育の充実に向けては、ALTの効果的な配置と活用を一層進めてまいります。

ALTには、英語指導の専門性だけでなく、子どもたちに寄り添いながら学びを支える伴走する力も重要であると考えています。

そのため、ALTに対する研修の充実を図るとともに、事業前後の打ち合わせ、指導内容の共有など、事前事後のサポート体制を強化し、学校とALTが連携した指導体制を整えてまいります。

併せて、英語を専門とする外部指導者の活用を進め、実践的な英語力の向上に取り組んでまいります。

単なる言語技能の習得にとどまらず、異文化理解やコミュニケーション能力の育成につながる指導体制を整え、子どもたちの将来の選択肢を広げてまいります。

第3に、家庭、地域との連携強化と生涯学習体制の充実です。

PTA、学校運営協議会や社会教育団体、関係機関など、さらなる連携強化を図り、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制を推進してまいります。

併せて、人生100年時代を見据え、町民一人一人が生涯にわたり学び続けることができる環境整備を進めてまいります。

社会教育活動や文化、スポーツ活動の充実を図り、世代を超えて学び合う機会を充実させることで、地域全体の教育力を高めてまいります。

子どもたちの成長は、地域の大人の学びによってもさせられるものであり、学校教育と生涯教育を一体的に推進していくことが重要であると考えています。

さらに、計画の進捗（しんちょく）については、数値目標や成果指標等を明確にし、毎年検証を行うとともに、必要に応じて改善を図り、実効性を高めてまいります。

本計画は、子ども一人一人の幸せな人生を支えるとともに、町民の生涯にわたる学びを支える計画です。

その実現に向け、体制整備と支援措置を講じるとともに、成果が実感できる教育行政に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7番（矢野依伸君）

ぜひともそのように、今後進めていただければというふうに思います。

先ほども申しましたが、教育を語れる者ではございませんので、いかに、繰り返しになりますけれども子どもたちが人生 100 年の中で、黒潮町で学んだときが 20 歳のとき、あるいは 30 歳になったときに生きてくるような、そういうものを目指して今後も取り組んでいただきたいと思います。

教育長からもありましたように、チーム、組織力だろうと思います。教育委員会を含め、学校現場を含めて、家庭、それから地域、そういうもののトータル的な支援であって、環境をつくっていくのかということが重要だろうと思います。

第 4 期の計画を策定をされましたので、またその内容に沿って進めていただければと思いますので、よろしくお願いを致します。

次の質問に移ります。

カッコ 3、町道改良工事についてでございます。

カッコ 1、町道大井川馬荷線改良工事については、令和 9 年度の一部暫定供用に向けて取り組みをしていたところでございますが、地質、地形的なことから、のり枠工に損傷が生じるような状況となっております。

町としては鋭意努力していただいておりますことは十分理解をしておりますけれども、このような状況にもなっておりますので、今後の対策の見通し等についてお聞きをしたいと思います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

おはようございます。

それでは矢野議員の、町道大井川馬荷線改良工事の今後の対策見通しについてのご質問にお答えしたいと思います。

町道大井川馬荷線改良工事は、大井川地区と馬荷地区をつなぐ道路を、改良幅員 5 メートル、改良延長約 814 メートルの計画で進めているところでございます。

矢野議員ご質問のとおり、一部暫定供用に向け工事を進めておりましたが、昨年 6 月に切土面の構造物に変状が確認され、原因究明のため、のり面の調査を実施しました。

調査結果によりますと、変状の素因としては、切土面に脆弱（ぜいじゃく）な土質があること等が挙げられます。また、降雨が誘因であるとの結果も出ておるところでございます。

現在は、今後の対策工に必要な調査として、調査ボーリングによる地質調査及び傾斜計と地下水位計による斜面動態観測を実施し、継続しております。

調査業務の履行期限は、当初 3 月 20 日を予定しておりましたが、例年に比べて雨量も少ないことから、地下水位等のデータ採取が不十分であり、履行期限を延長する予定です。

採取したデータを基に、今後の対策工等を検討する必要がある、現時点における今後の工事費用及び工事期間については未定であります。

以上のことから、目標とする一部暫定供用の時期については見通せない現状となっております。

また、現在の状況につきましては、当該地区であります大井川、馬荷両区長には説明をしまして、一定ご理解をいただいているものと認識をしています。

今後は、調査結果による対策工を実施し、できるだけ早期の町道大井川馬荷線改良工事の完成に向けて進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

7 番（矢野依伸君）

今後、調査の結果を基に工法を定めて、素人ながらに、2 日前にもちょっとしたのぞきに行ちよったんですけれども、なかなか大変な状況だなというふうに感じて帰ってまいりました。

今後、適切な工法、あるいはまた大きく費用も掛るんじゃないかというふうに思いますけれども、ぜひ協力をしていただければというふうに思います。

なお最後に、本線は産業や暮らし支援道路として、バイパス工事を行っていただいております。県道岡本大方線と県道大用大方線を結ぶバイパス町道でございます。このバイパスを使えば利便性も当然向上するわけございまして、今後、想定をされます南海トラフ地震による津波災害時等におきまして、四万十市方面からの支援道路の一つとしても活用が、状況によっては図られるものじゃないかというふうに想定を致します。そういうことでもありますので、ぜひ努力の方をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で質問は終わらせてもらいますが、最後に、徳廣課長はこの3月をもちまして役職定年ということをお聞きをしております。これまで幾度となく、私の質問に対しても誠実に答弁をしていただきましたことに対して感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでございました。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

次の質問者、濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

通告書に基づき、本日は4つの項目について質問をします。

まず、物価高騰対応重点支援事業について質問致します。

物価の高騰には歯止めがかからず、日々、食料品等の値上げが目まぐるしい毎日です。消費者の立場で言えば、高騰前までは1回の買い物が2,000円ぐらいのものであり、同じ買い物をしても、今は2,500円から3,500円を超えるというような肌感覚です。

そのような中で、黒潮町は1月以降、全町民に1人当たり2万円の現金給付を実施してくれました。近隣市町村からもうらやましがられるし、とてもありがたかったとの声が聞かれています。

カッコ1、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民1人につき2万円の現金給付を実施しました。

今回の臨時定額給付金について、申請の状況や給付の状況と現状を問います。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは濱村議員の1のカッコ1番、物価高騰対策臨時定額給付金の申請状況や給付状況等、現状を問うについてお答えを致します。

町では、令和7年度補正予算により通知された物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける住民生活を早期に下支えするため、食料品等の物価高騰対策として、全住民を対象とした2万円の給付金事業を実施しています。

令和8年1月1日を基準日とした対象者は、5,183世帯、9,641名で、このうち、昨年度以降に給付金を受給

され、申請の提出が不要であるプッシュ方式に該当している 1,934 世帯、2,774 名の方へは、1 月 26 日に通知を発送し、2 月 16 日に全世帯へ振り込みを完了しております。

プッシュ方式以外の方は申請書の提出が必要で、3,249 世帯、6,867 名の方へ、2 月 2 日に申請書を同封したご案内を発送し、申請が提出された方から順次振り込みを実施しています。

3 月 13 日時点における申請の状況は 3,139 世帯、6,697 人。給付状況としましては 2,668 世帯、5,789 人で、未申請の方は 110 世帯、170 人となっています。

申請期限は 3 月 19 日木曜日となっておりますので、未申請世帯の方へは 3 月 5 日に勧奨通知を発送し、LINE、告知放送でお知らせを行うと同時に、全職員に呼び掛け、個別に連絡が取れる方への電話勧奨のほか、本日から個別訪問を実施し、100 パーセントの給付に近づけるよう取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

申請がなされていない方もまだ残っておいでということで、放送をしたりとか、はがきの通知や個別対応ということはもう、うちの町ならではの対応だなというふうに思います。

さまざまな方法を使ったとしても、昼間は自宅にいない、他市町村に勤めに出る方は、その放送通知も知らない。はがきであれば初めて気が付くということもあったんですけど、最初郵便で届いたときに、全然そんなことを知らなかったと言って、何日も開けずにいたって。聞かなかったのが申請のまま終わってしまったというような若い世代の方もおりまして、とてもそういうふうに手厚くしてくださったことは、ありがたいことであると思います。

ただ、長期不在や、訪問をしてもなかなか出会えない方、県外にしばらく子どもさんのところに行っているという方などどうしても出てくると思うんですけど、それらに対する対応っていうのは何か考えておりますか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

長期不在などで全く連絡がつかない方についての対応としましては、ご家族の方とかですね代理申請もできますので、職員等が個別にご家族等へ連絡が取れる方だったりとか、個別に訪問しまして、いらっしゃるご家族の方で代理申請の説明をさせていただきまして、そういうことも進めていっております。

全く、本当に訪問してもいらっしゃらないという方につきましては、正直、手だてがない状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

手だてがどうしてもないという方について、そこを何とかした形で、あったかふれあいセンターを使ってちょっと情報収集をするだとか、何らかこう、もし情報開示ができるならば、そういうふうにつながっていったら、皆のその安否も確認でき、どこに所在も確認でき、この事業の支援もみんなに届くということでとてもありがたいことですので、そういう取り組みを引き続きよろしくお願い致します。

今回は 1 月 1 日が基準日なので、それ以降に亡くなられた方にも 2 万円の給付があり、そのご家族もすごく

ありがたいということで喜んでくださっていました。

それ以外に、今回のこの定額給付金の補足給付のようなものがあれば教えてください。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは再質問にお答え致します。

1月2日から3月末までに出生または転入された方に対しましても、給付金の支給を実施するため、令和8年度予算に現在計上させていただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

3月末までに出生、転入された方にも補足があるということなので。

また、その方たちについては、また窓口で個別に出生があったときとか転入があったときに通知ができると思うので、抜かることはまずないと思います。とてもありがたい支援策だったと思います。

カッコ2の質問に移ります。

住民にとってはとてもありがたい支援策でありましたけども、その中で見えてきた課題等ありましたか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは濱村議員の1のカッコ2、見えてきた課題はあるかについてお答えを致します。

現在、事業の実施途中のため、全体の検証はまだできておりませんが、住民の皆さまからは、申請書の記入方法と、自宅で添付書類の写しが取れないのでどうすればよいか、という相談が多くありました。

申請書につきましては記入する個所を少なくし、添付書類もできるだけ省略する方法を取り、記入例も同封させていただいておりますが、改めて簡単で分かりやすい書類の作成が大切であることや、添付書類の写しが取れない方につきましては、役場または行政の出先機関あったかふれあいセンターなどを利用していただくようご案内を致しましたが、今後におきましては、特に高齢で一人暮らしの方へのフォローをどう行っていくのが課題であると考えています。

また、今回マイナンバーカードとひも付けした公金受取口座の利用を行わなかったことも、課題の一つと考えております。

今回の給付金におきましては、公金受取口座の利用が可能でありましたが、マイナポータルへの口座登録をされていない方、また、登録している口座を解約されたり、名義などに変更があっても変更手続きをされていない方がおられます。申請から給付まで約2カ月というタイトなスケジュールで実施をする中で、住民の皆さまの混乱が少なく、できるだけ早く確実にお届けできる方法を協議した結果、マイナンバーの利用はせず、今回のプッシュ方式と申請方式で実施させていただきました。

今後、住民の皆さまにマイナンバーカードと口座のひも付けを推進していく必要があると考えます。また、今回出てきた課題を今後の取り組みに生かしてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

今回は大きなシステムを導入せずに、ほぼ手作業での給付作業だったと思います。職員さんの時間外もう膨大な時間数になったのではないかと思うほどの労力だったことと思います。それでも間違いもなく丁寧な作業を進めていってくださってることには、大変感謝を致しております。

やはり私も感じたんですが、高齢者や一定年齢の人には見にくい文字のサイズっていうところが、もし今後、可能であれば大きなものにするというところ。記入例にしても同じなんですけど、やはり見にくいし、何をどう出しているかわからないっていうところもあったと思います。私自身も添付を忘れていて連絡をいただき、大変二度手間かけて申し訳なかったと思っています。何かお金が欲しいあまりに気がせいちゃって、すぐ申請書だけ出してしまったっていうようなところもありましたが。

そういう作業なんかもやっぱり大変で、コピーなんかもすぐにできるものではないですし、何らかそこへんが改善できたら本当にスムーズに、役場の担当の方たちの労力も少なくできると思います。今後もそのように、改善、工夫をよろしくお願い致します。

それでは、次の質問に移ります。

黒潮町は平成 28 年度から老朽住宅除却事業を実施してきました。ここ 10 年間の取り組みや、今後の取り組みについて問います。

カッコ 1、これまでの実績を問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、老朽住宅除却事業のこれまでの実績についてのご質問にお答えしたいと思います。

老朽住宅除却事業は、空き家等対策計画を策定した平成 28 年度から、平成 28 年度 7 件、平成 29 年度 7 件、平成 30 年度 13 件、平成 31、令和元年度 12 件、令和 2 年度 19 件、令和 3 年度 23 件、令和 4 年度 20 件、令和 5 年度 13 件、令和 6 年度 15 件、これまでに合計 129 件の除却の実績がございます。

今年度は、6 件の申請に対して 5 件の交付申請を決定しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

これまでで合計 134 件の実績があるということで、こういう取り組みがなければ 134 件そのまま自力で壊していただくか、そのまま放置されるかというようなところにあったと思いますが、かなりうちの町は進んでいるというふうに思っております。

その壊した後の老朽住宅、カッコ 2 に移りますが、老朽住宅を除去した後の土地の活用について、追跡はできていますでしょうか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、老朽住宅除却後の土地活用の追跡についてのご質問にお答えしたいと思います。

除去した後の土地の活用については、まちづくり課として総体的な追跡はできておりません。

ただ、企画調整室において、令和4年度から除却された土地所有者に土地の空き家バンク登録への意向について調査を行っております。

連絡が取れた所有者のうち、空き家バンク登録された物件が11件、駐車場等によりご自身で使用している物件は32件という状況となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

令和4年から企画調整室と連携をした空き家バンクにつながっているということで、それはとても横のつながりでいい方法だと思いますが、やはり壊した後どうなっているかっていうのは、その地域の見守りでも大丈夫であるとは思うんですけども、やはりまちづくり課としても、そのまま荒地になっていないかだとか、税の方もそれは管理になってくると思うんですけど。そういうところも追跡して、もっともっと空き家バンクの方に件数が増えていったらいいなというふうに思います。

カッコ3の質問に移ります。

老朽住宅の除却事業は、防災対策と若者定住の相乗効果を高める意義があると思います。

次年度以降の取り組みや、今後の見通しを問います。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは濱村議員の、老朽住宅除却事業の今後の見通しについてのご質問にお答え致します。

老朽住宅除却事業の次年度以降の取り組みでございますが、令和8年度につきましては、補助件数6件の予算を計上しております。

空き家対策につきましては、住居として利用できる住宅は空き家バンク登録等による有効活用の促進、損傷の激しい老朽化した住宅は所有者による除却推進が必要と考えており、今後も申請件数等の状況を考慮し、予算計上、事業推進に努めてまいります。

また、除去した後の土地の活用につきましては、空き家バンクに登録した空いた土地の中で、売却後、新たな住宅が建築されている事例もございますので、引き続き、空き家バンク登録の声掛けなどを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

東日本の大震災から15年が経過して、その翌年の津波想定から、浸水区域に住む方々は誰もが高台移転を望みました。けれども、なかなかそこが実現しない厳しさがあります。

そのような中でも、逃げることでできる安全な地域づくりと、あと高台に家を持って移り住むことができる。何かあったときには、その親も、低いところに住んでいる親も呼び寄せられるっていう、安全な循環ができるようなまちづくりっていうのがこれから大事になってくると思うんですが。

徳廣課長は、企画の課長、防災課長、まちづくり課長としての経歴から、自らが横串となり得る事業展開ができてきたことと思います。

その実績を踏まえて、これから5年先、10年先への思いというものはありますか。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

防災面の面からは、老朽化が進んだ発災時に倒壊する恐れのある住宅については、避難路等の閉塞が考えられますので、そうした部分で老朽住宅というのは影響が出てくると思います。

また、移住、定住に関しましては、転出の抑制、転入促進のため、空き家を活用したニーズに応じた住居を確保していく必要があると思います。

そうした課題を解消していくためには、空き家発生抑制、それから適正な管理の促進、空き家の有効活用、また、老朽危険度の高い空き家の除却促進について、今後も取り組んでいく必要があるかと思っております。

そうした中、現在あります老朽住宅除却事業補助金、また、空き家住宅改修等補助金、定住促進住宅等の町の補助事業を活用していただいて、課題解消に向けて推進していきたいと思います。

これからも、情報防災課、それに関しては防災、また、企画調整室に関しては移住、定住の促進、そういった部分から今後も情報共有をしながら、事業推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

空き家に対して、老朽住宅で除却事業で壊す、または改修をして次に、賃貸につなげていくという、仕分けができるのもすごくいい取り組みだというふうに思っております。そういうのがうまくいって、移住の方たちや若い子たちがUターンして帰ってくるときにも住まいに困らない、住むところに困らないという地域になっていくと思います。

このつながった取り組みっていうのが、今後も若い世代を呼び寄せる一つの大事なポイントになってくるかと思うんですが、やはりこれまでの10年間の取り組みを、さらに若者定住や安全安心なまちづくりにつなげていけるように、また徳廣課長の方も、後輩への指導やアドバイス、そういうものも継続して行っていたらと思います。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

3の、保育所運営について質問を致します。

カッコ1、人口減少、少子高齢化という言葉が飛び交う状況下で、わが町でも生まれる子どもの数は年々減少をしています。

そのような状況の中で、次年度、年度当初には園児の数が10名を切る保育所が出てくると予想されます。

今後の保育所編成について、町の考えを問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本浩君）

それでは濱村議員の、今後の保育所編成についてのご質問にお答えします。

令和8年度の黒潮町保育所入所申込の期限が1月末日としておりましたので、次年度の各保育所に入所を希望する児童の見通しもついてきています。

次年度におきましては、入所希望が少なく、10 名を下回る保育所もできると見込んでいるところです。

ご質問の今後の保育所編制につきまして、黒潮町教育委員会としましては、現状では保育所入所の児童が 10 名を下回ることをもって、直ちに保育所編制を行うという考えは持ってはおりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

25 年ほど前だったんですけれども、保育所の保護者をしているときに、10 名を切ったら保育所を休園するという話し合いを数々してきました、それからしばらく、南部保育所ですけど持ちこたえてはきました。けど、いよいよ来年度 10 名を切ってしまうということは、保護者たちも数を数えて理解をしております。

教育委員会の方から説明がないので、急に来年度から休園ですということはまずないと思っておりましてけれども、やはりそういう話し合いが具体的にない中で不安に思っている保護者たちも少なからずおりまして。1 月末にありました保護者懇談会等でも、次年度行事をどうするかという話し合いだったと思うんですけど、行事をしないイコール、もう保育所がなくなるんじゃないかみたいな、保護者の中では不安がありまして、来年度どっかに預けないといけないのかとか、そういうことが飛び交っておりました。保育所の編成については、さすがにその 1 年、2 年先を見て編成をしていただけるものと思っておりますが。

あと、その中で保護者の中から出た意見としましては、次年度は 2 歳児の途中入所は受け入れることができないというふうに説明があったと聞き、兄弟で保育所に預けたいと思っていた家庭なんかはたちまち、また困ったなという。2 歳になったら預けられると思っていたのに残念だというような声も聞かれて、ちょっと保護者も戸惑っておりました。

それに関して、2 歳児、これまで途中入所ができていましたが、そのことに対してはどう対応をしていただけるでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

1 月末の時点で保育士の確保が、会計年度も含めてなんですけれどもなかなか厳しい状況にありまして、これまでいろんな努力の中で保育士の確保をしてきたんですけれども、そのときの状況であれば、制度的なその保育所での 2 歳児の受け入れをやめるということではなく、保育士の確保が難しいというところでいくと、そのようになってくることも考えられるということでございました。

黒潮町だけではなく、近隣の市町村の保育所への入所期限ということもありますので、そういった情報も保護者と共有しながら、各保育所への申し込みも必要だろうとこういうことで話された事項だというふうに認識をしております。

その後ですね、今の状況におきましては、会計年度任用職員の確保、正職員の確保等々も努力の中で進めてまいりまして、そのときの状況よりは一定、改善ができています状況でございます。

今の状況でいけば、2 歳児の受け入れもできるのではないかとということで見込んでおりますけれども、保育士のいろんな体調であったり出産、育児、それから予期せぬことということも出てこないとも限りませんので、必ず受け入れができるというお約束ができるものではございませんけれども、できるだけ住民の皆さまの期待に応えられる環境づくりは努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

途中入所の申し込みがない時点で、できますとか必ずやりますということはなかなか言い難いことかもしれませんが、この後の人材確保にも通じる話ですけれども、人材確保ができず運営できませんという、実施できませんということがまずないというふうに願います。

働きやすい環境をつくるとか、今は本当に働き方改革も進みまして、私たちが就職をした頃ともまた状況が変わってきております。なので、働きながら子育てができるという、働く方にとってもいい環境づくり等もしていただいて、人材確保にはぜひご尽力をいただきたいと思います。

今までもかなり努力をして人を集めていただいたっていうのも分かりますが、保育所というものは、ただ子どもを預かってみるだけではなく、今教育というような意味合いもありまして、若者定着の大事な要素でもあると思います。あまりにも、2 人、3 人になってなかなか保育というのは難しいかもしれませんが、今まだ再編成の計画がないようであれば、これまでどおりの運営を継続していただけたらなというふうに思っております。

カッコ 2 の質問に移ります。

今後、保育所の編成については、保護者、地域を交えた中で十分な協議が必要であると思っておりますけれども、今後そのような場を持つ予定があるか問います。

保育所には運営推進委員会や協議会のようなものは設けられてないというふうに理解をしていますが、園児が減少傾向にある小規模の保育所については、今後このような会議も必要になるのではないかというふうに思っております。

いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本浩君）

それでは濱村議員の、保育所編成についての協議の場の予定のご質問にお答えします。

保育所編成を行う場合は、保護者、地域を交えた中で、十分な協議が必要であると認識をしております。

現状では、保育所の編成を行うという認識ではございませんので、保育所編成の協議の場の予定はしていません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

公式な協議の場を持つ予定がないということですが、やはり教育委員会としてもその姿勢というものが問われていくと思いますので、保護者との協議や園を含めて、あと区長さんなんかの思い等にも寄り添っていただいて、とにかく声を聞く。今回の一般質問の中でも、住民に寄り添いその声を聞くっていうところのキーワードがあったと思いますが、やはりそこで、なくすことは簡単ですけども、なくした後の余波といいますか、そういうことにも大きく影響してきます。

本当に、その保育の期間っていうのはたったの 5、6 年で、2 歳児から言うと本当に 3、4 年の話で、通り道

ではあるんですけれども、一番子育てを、働きながら子育てをするっていう意味においては保育所はとても大事な場所でありまして制度でありますので、そこをしっかりと充実するっていうところには重きを置いていただいて。その地区によって一生懸命住居の確保なんかもしている地域もありますので、なるべくその地域の声や思い、今後の見通し等を考えていただいて、協議していただく場を持ってほしいなというふうに思っております。

黒潮町では、あったかふれあいセンターを6拠点運営しておりまして、県下でも地域福祉に関してはフロントランナーであると言える地域づくりが行われていると思っております。中期地域住民の声を拾い上げて、地域の活性化につながる仕掛けを数々、これまで10数年かけてしてきました。

そのような中で、教育施策が弱くてといいますか、人材が確保できませんとか、なかなか事業運営ができませんのような、そういうことがあるとしたら、そういうことが現場の中でやりとりがあるとしたら、やはりそれは地域を分断して、地域で子育てする意欲、定住する意欲を失っていくと思います。今回の保育所の話の中でも、家を建てるんじゃないかったとか、やっぱりそういう言葉を聞くと、もうこれまでしてきたことが本当に、何て言うんですかね、これまで一生懸命地域づくりをしてきたにもかかわらず、そういう一言等で保護者が、ここに帰ってくるんじゃないかったとか家を建てるんじゃないかったとか、そういうふうな思いになるのが一番残念で、やはり本当に現場での一言とかもすごく大事だと思っております。

なので、理念をきちんとみんなで持って、こういうふうにやっていくんだっていう、共有するといいますか、理念を共有する。子どもを大事にするんだとか、働く親を支援するんだっていうことを現場と行政と地域が共有をしてその地域を維持していかないと、片や、教育委員会もそれに合わせて一生懸命頑張ってくださいてる、地域も頑張ってる、ほかの民間事業所も頑張ってるのに、そういう現場のたわいないやりとりでがっかりさせるようなことが起こっているっていう現状はあると思っております。はたで見えて。

なので、そういうことなく、本当に何で協議会が必要かという、そういう共通認識を持つ場、理念を共有する場という意味もありますので、やはりそういう協議会、小学校はあるんですね。小学校の子どもたちを見守る会とか運営協議会がきちんとあって、地域でどういうふうに子どもを見ていくかみたいなこともあるんですが。やはりそれに乗っかっていいとは思っているので、そういうふうに地域と保育所と保護者と行政、そういうところが同じ気持ちで教育を推進していく、保育を推進していくっていう場は、やはり私は必要だと思っています。それがないと本当に分断をしてしまうし、誤解を生んでしまうし、もううちの子どもたちはこの町の方には通わず隣に預けようとか、そういうふうになってどんどん若者が外に出て行く、小学校もそちらにもう流れていく、家もそちらに建てるっていうふうな流れになっていくのが、私はとても気掛かりで心配なこともあります。

そういうふうなこともありますので、今後、再編成に当たっては教育委員会の方も姿勢を見せるというか、こういうふうにやっていきますとか、皆さんの声を聞いてきちんとしていきますということを。その思いはかなわんかもしれんけど、ここの部分はこういうふうに工夫していきましょうとか、そういうふうな協議の場はやっぱり持った方がいいんじゃないかという。再編成に当たってはです。

なので、もしそういうことがあるならば、誤解を招かないためにもやはりぜひやっていただきたいと思うんですが、それはどのようにしていただけますでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答えを致します。

保育所編成につきましては、もちろん保護者、地域の皆さまとの共通の認識の上で進める必要があろうかと思ひます。そこには、丁寧に時間をかけて行くことが当然のことだというふうを考えています。

保育所編成のポイントの大事なところにつきましては、まず、就学前の子どもの育ちが、どういった環境で育つのが一番子どもにとって良いか。そして、そこを育んでいく保護者、地域がどのような思いをして保育を望んでいるかということも、町と共有をしながら、そして、現場の保育士とも共有をしながら進めていく必要があるというふうと考えております。

そういったことを踏まえまして、今年10名を切る保育所につきましては、いろんな行事をするにもこれまでどおりにはいかない、いろんな課題が出てくるのかもしれませんが。

そういった状況も踏まえまして、今後の保育、どうやって、どういう環境が一番良いのかというのは、保育の環境については常に編成にとらわれることなく、保護者と保育士とは進めていることですので、この部分の話というのは令和8年度についても出てくるというふうに考えております。

そういった経過も踏まえまして、必要であれば、地域の皆さまも交えた場というものが出てくるのかもしれませんが。そこには、教育委員会としても一緒に寄り添いながら協議を進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

今後についてはそのように取り組んでいただけたら、とても保護者たちも安心すると思ひます。

三浦地区につきましては、やはり国道から離れているのと四万十市が近い関係もありまして、なかなか双見や平野の方に家を建てたり古津賀に家を建てたりという若者が多い中で、それでも若者が比較的まだ定住している地区でもあると思ひます。

それで、今後小学校なんかもまだ新築してもらって、屋根に太陽光なんかもつけていただいて、高台で環境的にもとても良いので、その小学校をなくさないためにもではないですけど地域と話していただいたら、今後、保小連携等の話も思ひも出るのかもしれませんが、今後、空き教室を使って保小で連携してやっていくという新しい形も生まれてくるんじゃないかなというふうに思ひんですが、なかなか人材の確保や財政面で厳しい面もあると思ひますが、若者定住という大きな目標、人口は減さないという大きな目標もありますので、また今後の検討課題にさせていただけたらと思ひます。ありがとうございました。

次、4つ目の人材確保について質問致します。

カッコ 1、人口減少、少子高齢化とともに、働き手の不足も大きな課題となっています。近年、町職員の離職者や求職者が多いことが気になります。

行政は次年度に向けて町職員の新規採用を計画していると思ひますが、人材確保は十分か問ひます。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは濱村議員の4のカッコ1、人材確保につきましてお答えを致します。

初めに、職員採用資格試験の実施状況及び応募状況についてでございますが、行政事務職につきましては、ここ3年間の応募状況は、令和5年度39名、令和6年度31名、令和7年度28名と、減少傾向にあります。

また、保育士につきましても、令和5年度5名、令和6年度4名、令和7年度2名となっており、応募者数

が減少しております。

これまでは、応募は少なくなっているものの、必要な人員の確保はできておりましたが、今年、令和 8 年 4 月 1 日からの採用につきましては、保育士の応募が少なく、こちらが想定していた採用数に足りていない状況でございます。

今後、人員の確保につきましては難しい状況が続くと思われます。特に資格職、保育士、そして保健師等の確保は課題となります。

こうした状況の背景には、少子化による若年人口の減少に加え、民間企業における採用活動や初任給の引き上げなど、採用環境の変化があるものと考えております。また、近年は、公務員志望者数そのものが減少傾向にあるともいわれております。自治体間での人材確保競争も一層厳しさを増している状況でございます。

こういった状況の中で、人材確保に向けいろいろな手法等を講じており、募集に関する広報活動の工夫や、行政事務職及び保育士の年齢制限を 30 歳から 35 歳に引き上げるとともに、保育士につきましては、36 歳から 39 歳以下の職務経験者の職種を追加するといったことなども行っているところでございます。

今後におきましては、試験制度や実施時期の見直しを含めた柔軟な採用手法の検討を行うとともに、情報発信の強化や学校訪問などにより本町の魅力を積極的に発信し、人材確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

いろいろ工夫をしてくださって、人材確保に努めてくださっていることが分かりました。

何よりも一番いい情報発信は、働いている人たちが生き生きと働いて、うちに来たやって言えるような職場であることが一番いいかというふうに思っております。

カッコ 2 の質問に移ります。

一般企業も同様、また、市町村のみでなく県も国も、さまざま同じような問題を抱えていることとは思いますが、早期離職につながるような対策を講じているか問います。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは濱村議員の 4 のカッコ 2、早期離職対策についてお答え致します。

職員の早期離職につきましては、本町の持続的な行政運営を支える基盤にかかわる重要な課題であると認識しております。

採用に関しまして、先ほども申し上げましたが応募が少なくなっている状況からも、育成が重要なポイントであるというふうに捉えております。

本町では、人材育成基本方針に基づく体系的な育成制度と、対話を重視した組織運営を通じて、職員がやりがいと成長を実感できる環境づくりを進めており、それが結果として早期離職を少なくすることにもつながるものと考えております。

人材育成につきましては、人材育成基本方針に基づき、仕事を楽しみ、町に貢献する職員を求められる職員像として掲げまして、人材育成と組織づくりを一体的に推進しております。

中でも人事評価制度の運用におきましては、人材育成の活用をより意識するため、これまで求められる職員像は、新規採用職員から管理職まで共通の枠組みで整理しておりましたが、職責に応じて果たすべき役割や能

力が異なることから見直しを行い、それぞれの職位に応じた役割と求められる能力を明確に整理し、職員一人一人が自らの職責を自覚し、段階的に成長できる仕組みを構築しております。

併せて、日常的なコミュニケーションの充実に加え、管理職による定期的な面談やヒアリングの機会を設け、職員の悩みや不安を含め、キャリアに対する思いを丁寧に把握し、早期の対応に努めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

さまざまな育成の方法で、やりがいと成長できる職場づくりに努めているということでありました。

昭和の時代の働き方は、終身雇用であるとか年功序列がもう当たり前のような形でなされていましたが、時代は平成、令和と変わりまして、そして政府の働き方改革が背中を押して、やはり多様で柔軟な働き方が選択できる時代になりました。

私たちが就職したころとはまた違って、今は自由で、本当に仕事をする中でキャリア形成とか自己実現っていうことができるような仕事が魅力であるというふうな感じになっております。私たちもそういう感じです。たった一つのことに専念するのではなく、幾つかのことをしながら総合的にいろんなアイデアを生んでいくであるとか、癒しを求めていくであるとか、そういうふうになってきたように思います。

いくら教育をしたところで、やっぱり本人自身にやっぱり問題というか抱えるものがあったり、あと本人自体の考え方があるので、いくら仕事ぴったり合ってるよと言っても、いや、ちょっと定着、ずっと勤めることできませんっていう状況になっていくことがどうしてもあることであるし、キャリアアップをしていきたいっていう思いもあるのも、それもやむを得ないという状況であると思います。

国家公務員も、令和8年の4月から自営兼業制度の見直しが行われると思うんです。これまでの不動産賃貸とか太陽光の電気販売とか、作業を継承した農業に加えて、職員の有する知識、技術を生かした事業及び社会貢献に資する事業について、承認要件を満たした場合に自営兼業が可能となると思うんですね。さらに働かないかんのかってちょっと思うかもしれませんが、そうではなくて、働き方改革で得られた自分の時間に別枠で自分を磨いていくとか収入を得えたりするのもありというのは、とても素晴らしいことだと思います。

今、役場の職員さんたちも地域に出て、各種行事にはボランティアや時間外で出ていると思うんですが、別の職種からキャリア形成や自己実現をしていきながら、しっかり本業を果たすっていう方法もありかと私は思います。

職員の有する知識、技術を生かした事業のイメージとしては、ハンドメイドの品の販売や、あとスポーツや芸術の教室の指導、それとか社会貢献に資する事業のイメージとしては、地域振興のイベントの開催や、高齢者の買い物代行。黒潮町で言ったら、買い物代行はあったかふれあいセンターがしてくれてるんで必要ないとしても、夜間の代行運転や夜間のタクシー。そういうのがもし民間とともにやっていただけたら、とても地域課題の解決につながるんじゃないか、社会貢献になるんじゃないかと、そういうふうなことをイメージします。

この見直しによって、人事院が書いてあったのは、職員のモチベーションの向上等を通じた公務の活性化、職員が主体的に学びを深める機会の確保をして、そのことにより人材確保に貢献を期待するものと示されておりました。

なので、右に倣えでなくてもいいと思うので、そういうことが緩和されてきたら、もう少し多方面から自分磨きができたり、リフレッシュができたりして、モチベーションがアップできるんじゃないか。強制ではない

ので、嫌な人は行政の仕事以外にしないでいいわけで、無理にというわけではないんですけど、希望があれば地域の人たちとともに、そういうふう地域をつくり上げていくことの一員になっていく。そこからまた収入を得るっていうこともできると思うので、そういうふうにして私はイメージをします。自分自身が今までしたことのない仕事をしてみて、そこから得られたものもやはり大きかったので、視野が広がるといいますか経験にもなって、いろんなアイデアが浮かんでくるっていうこともあります。

その可能性について、町長、あんまり急に振ってあれなんですけども、諸公務員の兼業についてイメージされたこととかあると思うんですが、そのことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

働き方、就業の在り方っていうのは随分変わってまいりまして、正確に自分が未来の予測ができるかどうかちょっと分からないんですけども、少なくともですね、旧態依然とした働き方が今後もずっと続いていくだろうという世の中にはなっていないと思います。

それから、兼業についても利点をさまざまご指摘をいただきました。全く異論はございません。

行政組織として、法の範囲内ということにはなりますけれども、検討課題であるというのは組織としての認識をしています。

さらに申し上げますと、兼業でなりわいとならなくてもですね、やっぱり地域に出ていくっていうのも行政組織の本質でありまして、まずは今、各業を大々的にオープンにしなくても地域に入って書いてる案、山ほどございまして、そちらの方も有効活用させていただきながら、地域の方にしっかりと吸い上げていきたいと思っています。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

地域にはたくさん入ってくださっていると思っています。

行事事、イベント事、さらに日々の仕事の中での聞き取り、そういうのは本当にきちんとしてくださってるとは思っているんですが、比較的、やはり以前に比べるとそういう機会が減ってきているというよりも、どうしても遅くまで、どうしても事務仕事を消化しないといけなような状況も増えてきている中で、あえてその就労っていうか、収入を得るっていうところにこだわるのは、やはりボランティア。お手伝いではない、収入を得るということの大変さとか責任っていうものもしっかり受け止めるっていうところにも、多少意味があると思って。お金が欲しいから働くとかではなく、お金をもらってすることの意味というものもあると思いますので、今後そういうところが解禁をされるときが来ましたら、前向きにそういうふう職員員の自由度がアップすればいいなという。

さらに、それで仕事の効率が向上したり、モチベーションアップにつながるなら、無理に人材育成の講義を、講座を受けなくても、自然に地域の中で、地域の人とともに育つことができると思います。自分の責任感やそういうものも醸成されるでしょうし、また、自分と違う職種の人が実は楽しそうに見えて楽しそうに見えるけど、やってみたらそうではなかったとか、その大変さの共有も共にできると思いますので、そういうふうに向けて何とか人材確保、早期離職につながらないように。せっかく育てた人がちょうど今からっていうときに離職されると本当に残念で、これは町の損にしかならないと思っておりますので、今後ともこの人材確保について

は役場の幹部だけでなく、地域とともに育っていく、育てていくという意識でお願いしたいと思います。

今後、人口減少によって働く人材は本当に希少となっていくと思います。財源の確保も難しくなると思われます。しかし、黒潮町での生活を選択し、この町に住んでくださる一人一人が、住んで良かった、幸せと思えるような仕掛け、戦略をこれからも期待をしております。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

休憩 10時36分

再開 10時50分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、水野佐知君。

8番（水野佐知君）

通告書に基づき、2問、質問します。

1、佐賀地区におけるデイサービス撤退後の介護サービス確保について。

佐賀地区には現在、65歳以上の高齢者が1,334人、そのうち75歳以上が825人おられます。

高齢化が進む中で、在宅生活を支えるデイサービスは、入浴や機能訓練、社会参加の場として地域にとって重要な介護基盤です。

しかし今回、佐賀地区でデイサービスの指定管理事業者が撤退することとなり、利用者や家族からは今後の介護サービスに対する不安の声も聞かれています。

人口減少や介護人材不足など、在宅介護を取り巻く環境が厳しくなる中で、地域で暮らし続けられる介護体制をどのように確保していくのか、町の考えを問います。

1、佐賀地区でデイサービス指定管理事業者撤退の経緯と理由を、町としてどのように把握していますか。

また、その背景についてどのように認識しているのかをお聞きます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、佐賀地区のデイサービス指定管理事業者撤退の経緯と理由をどのように把握しているのか、のご質問にお答え致します。

令和7年8月に、指定管理者である黒潮町社会福祉協議会から、このままでは令和8年度中には資金が枯渇するかもしれないとの話がありました。

町としましても何とか継続していただきたいと、事業継続の方向で社会福祉協議会と協議をしておりましたが、社会福祉協議会としましては、重度利用者の減少に伴い収益が減少し、今後も重度利用者の増加が見込めないことなどから、経営の改善が見込めないこと。

また、来年度はシステム改修に伴い支出が増加することもあり、このまま継続すれば令和8年度途中で資金が尽きてしまい、介護保険の3事業全てを廃止しなければならないとのことなどから、令和7年11月に社会福祉協議会の理事会にて、通所介護事業所の廃止ならびに利用者やご家族に対しての説明を行うことを決定

し、同月、町に対して正式な申し入れがあり、令和8年4月1日からの指定管理の更新を行わないとの説明を受け、これ以上の事業継続は困難であることを理解せざるを得ない状況となりました。

介護保険事業所はほかにもございますので、町が1事業所だけに補助を行うということにはならず、そのため、3月末の指定管理期間満了をもって事業廃止を受け入れたものです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

今回の事業者撤退について、利用者減少や人材不足、経営環境などさまざまな要因が考えられますが、町として最も大きな要因は何であると分析していますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

最も大きな要因としましては、やはり利用者の減少があると思っております。

また、利用者の減少に伴い、先ほども答弁させていただきましたが、重度の介護度の方の利用が減ったことが最も大きな要因となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

次の質問に移ります。

現在利用している高齢者への影響をどのように認識しているのか。

今回の撤退により、利用者や家族にどのような影響が生じると町は認識しているか。

伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、現在利用している高齢者への影響をどのように認識しているのかのご質問にお答え致します。慣れ親しんだ事業所からほかの事業所に移ることとなりますので、利用者の皆さまにはご不便をお掛けすることになりますし、何より不安に思われたらとうと承知しております。

また、利用されている方によりましては、これまでよりも遠くなってしまうことから移動時の負担が増えてまいります。そのことが今後の利用控えなどにつながらないかについては、危惧（きぐ）をしているところでございます。

社会福祉協議会に確認したところ、距離が遠くなることで利用を控えたという方はおられないとの報告を受けておりますので、現状では利用を控えた方はおられないと認識しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

距離が遠くなるということで利用を控えたという方がおられないということでしたけれども、利用されていた方から、拳ノ川の少人数の中で、ましてや佐賀という慣れ親しんだ地域の中でばかを言って職員さんと利用者さんと一緒に笑って楽しく過ごしていた最後の日は本当に涙が出てきたという話を聞いて、本当に何かよく分かるなあというふうに思いました。

実際障害というか、例えば車いすの方とか、そういう方とかが来られると思うんですけれども、違う場所に行ってお風呂も入れてもらえるし、リハビリもしてもらえるし、でもやっぱり我慢しておられるというか仕方がないねっていうふうにご家族の方と一緒に話をしてるというのを聞いて、慣れるまでというか。また、大方と佐賀ではまたその雰囲気違いますので、ストレスがちょっとでも和らいだらいいなというふうに思っています。

次の質問ですけれども、現在、佐賀地区でデイサービスを利用している方は、町としてどの程度の規模と認識していますか。

また、今回の撤退により影響を受ける利用者さんの規模について伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答えします。

デイサービスを利用されている方の人数等につきましては、申し訳ありません、今現在資料を持ち合わせておりませんので、その数を述べることはできません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

はい、すみません、人数でなくてどれくらいの規模。

人数というと利用者さんが特定されると思いますので、規模ということでお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

規模もですね、元の人数が分からなければその規模を申し上げることができませんので、今、デイサービスセンターこぶしを使っておられた方については手元に資料はありますが、全体と比べた規模と申し上げると、そこについては全体の数字を持っておりませんので、お答えすることできないという状況でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

それでは、次の質問にいきます。

すみません、3 番です。

撤退後の利用者の受け入れ先やサービス確保について、どのような対応を考えておられますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、撤退後の利用者の受け入れ先やサービス確保について、どのような対応を考えているのかのご質問にお答え致します。

町としましては、利用者の事業廃止後の今後について、社会福祉協議会に確認をしております。

社会福祉協議会からは、責任を持って全員の受け入れ先を調整するとの話があり、社会福祉協議会がほかの事業所に赴いて現状を伝え、利用者の受け入れをお願いしております。

また、担当ケアマネジャーと連携しながら受け入れ先を調整しております。町内の通所介護事業所や町外の通所介護事業所、また、あったかふれあいセンターが受け入れ先となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

撤退後の対応として、あったかふれあいセンターにおいて対応されてるということでしたけれども、あったかふれあいセンターこぶしでは、送迎とか含め対応は十分にできるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

対応できるかどうかにつきましては、現在、社会福祉協議会と協議を行っておりますが、社会福祉協議会としましては、デイサービスセンターを閉所するに当たり、あったか機能を強化するということで返事を受けておりますので、そのことにつきましては、今後確認をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

あったか機能を強化ということでしたけれども、具体的にどのようなことを強化するというふうに聞かれていますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

あったかふれあいセンターでは、基本的には集いという機能がございますので、そちらの方で預かりの機能を強化するというふうにお聞きしております。

また、このことが介護をされてる方の負担軽減につながるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

撤退後の一つの対応として、あったかふれあいセンターでの対応っていうものも一つとして考えておられるということでしたけれども、あったかふれあいセンターは、交流や見守りなどを目的とした地域福祉事業であり、介護保険のデイサービスとは制度や役割が異なるものと認識しています。

今回の対応でデイサービスが担ってきた役割をどこまで補完できているのか。

町の認識を伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

あったかふれあい事業につきましては、議員おっしゃれるとおり介護保険事業とは異なりますので、全てを補完するものではないという認識をしております。

介護事業として必要であれば、やはり近隣のデイサービスに通っていただくこととなりますので、あくまでも代替措置としておりますし、また、社会参加であるとか他者との交流といった面であれば、あったかのさっきの集いであったりとか、そういった機能の中で果たしていけるものと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

黒潮町には、黒潮町型地域包括ケアシステムというものがあって、それはあったかふれあいセンターを中心にいろんな事業所であるとか、社会福祉協議会であるとか、さまざまな機関と協力してということですので、ぜひ近くの保健所とか、医療機関とか、そういうこととも連携しながら進めていってほしいと思います。

4 番、今後、佐賀地区においてデイサービスを含む在宅介護サービスをどのように維持、確保していくのか。問います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、今後、佐賀地区においてデイサービスを含む在宅介護サービスをどのように維持、確保していくのかのご質問にお答え致します。

今後の在宅サービスについてですが、まずはデイサービスの機能をほかのサービス等で代替することで対応することとなります。

デイサービスの機能として、心身機能の維持、向上、他者との交流、家族の介護負担の軽減などがあります。

心身機能の維持、向上や他者との交流では、あったかふれあいセンターの集いや預かり、家族の介護負担の軽減では、例えば、入浴介助が必要な方は、ヘルパーによる自宅での入浴介助や訪問入浴での対応が可能です。また、ショートステイの利用などもあります。

一人暮らしの方で見守りがあればひとりで入浴できるという方は、入浴介助は必要ありませんので、あったかふれあいセンターの浴室の活用なども含め、今ある資源の活用を検討していきます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

今回、佐賀地区の 2 つのデイサービスが閉所するということになり、佐賀地区からは全くデイサービスがなくなるということになりました。そして、隣の旧窪川町でも 2 つのデイサービスが事業を休止するという話を聞いています。今回の事例は佐賀地区だけの問題でなく、在宅介護サービス全体の課題でもあると感じています。

人口減少や介護人材不足などの影響により、事業所の経営が厳しくなっているという声も聞かれます。

町内全体でデイサービスの利用者が減少しているといわれていますが、その主な要因について、町としてどのように分析しているのか伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

現在、どのような状況にあるのかにつきましては、要因分析につきましては、これからの作業となっております。

またその結果につきましては、来年度行われます第 10 期の計画の方で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

これから分析して、来年度の 10 期の計画に生かしていくということですので、そのようにお願いします。

5 番、在宅介護サービスの経営難や人材不足などの課題について、町としてどのような支援や対策を検討していますか。

介護サービスは基本的に民間事業者によって提供されていますが、事業所の撤退が起きた場合、地域のサービス確保が大きな課題となります。

こうした状況の中で、地域の介護サービスを維持していくために、町はどのような役割を果たしていくのか。伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の、在宅介護サービスの経営難や人材不足などの課題について、町としてどのような支援や対策を検討しているのかのご質問にお答え致します。

在宅介護サービスの経営につきまして、現時点で町の補助等は考えておりませんが、国が中山間等地域でのサービス提供の維持、確保を前提とした新たな枠組みや報酬等について、今後検討していくこととなっておりますので、補助ありきではなく経営が成り立つような事業となるよう、国の動向を注視してまいります。

また、人材確保につきましては、これまでも機会あるごとに県や国に対して人材確保の重要性や取り組みの必要性を訴えてまいりました。

町でも、介護職員初任者研修を実施致しましたが、登録ヘルパーにつながる方は少なく、実際は、ヘルパー事業所に限らず、各介護事業所が直接声を掛けることによって確保されている現状があります。

ほかには、黒潮町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金により、事業所の所在地から利用者宅までの訪問に要する時間によって加算した額の補助を行ったり、ヘルパーとケアマネジャーのみとはなりますが、事業所が新たに登用した常勤職員に対し一時金を支給した場合は、1人につき上限20万円、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合は、職員1人につき上限10万円を交付することとしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

黒潮町の高齢化率47パーセント超の危機的状況がさらに進む中で、今後も介護人材不足などが続くことが懸念されています。

町としては、若い方に向けての、例えば隣の四万十市でありますと高校生ヘルパーの高校での研修をやったりとか、それと黒潮町でも夏休みボランティア体験を社会福祉協議会が主催したり、高校生を含む子ども、若者が介護福祉施設でのレクリエーション補助、放課後子ども教室支援、あったかふれあいセンターでの活動に参加、小中学校での子ども食堂、工作教室、ボッチャなどを高齢者との交流を通じて福祉の心を育てるということで、高知県のヘルパー連絡会の方もよく言われているのが、小さいときからの介護の経験、保育所とか、小学校とか。そういうときに介護の経験、介護というか身近でおいちゃんおばあちゃんと接している子どもさんは介護の学校に来て、いきいきとというか、やっぱり介護をしたいという気持ちを持って入学してこられる方がいるということでした。

でも、この高校生ヘルパーの方とか黒潮町でも介護のボランティアをされた方が高知新聞の方で言われていたことは、今まで介護に対して大変とかあまりいいイメージは持ってなかったけれども、実際デイサービスとかに行くと職員が楽しそうにしているのを見て、一緒に高齢者と触れ合ってみてすごく良かったっていう経験を言われていましたので、今後そのようなことを、企画とかそういうふうなことをしていってほしいと思います。

そこで、最後にお聞きします。

今回の事例を踏まえ、10年後も佐賀地区でデイサービスを含む在宅介護サービスを維持していけると町は考えていますか。

その見通しを伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

10年後の見通しということですが、こちらにつきましては、人口減少であったり、その構成人員の年齢層等にも影響してまいります。

従いまして、先ほどの答弁と重なってしまいますが、そういった要因等を調査させていただきながら、来年度の計画の中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8番（水野佐知君）

検討をしていってくださるということですので、ぜひ、そのように望みます。

2 番に移ります。

2 番、住宅耐震診断補助制度の対象拡大について。

黒潮町は防災日本一を掲げ、防災のまちづくりに長年取り組んできました。

先日 3 月 11 日にも、東日本大震災を忘れないための防災無線の放送がありました。

県では、耐震診断補助の対象を平成 12 年以前の住宅まで拡大する方向が示されていますが、黒潮町では現在も昭和 56 年以前の住宅が対象となっています。

住宅耐震診断補助の対象を平成 12 年前まで拡大する考えはないのか、町の見解を伺います。

1、耐震住宅を平成 12 年以前まで拡大するための要綱改正を行う考えはありますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

水野議員の、住宅の耐震診断を平成 12 年以前まで拡充するための要綱改正を行う考えはあるかのご質問にお答え致します。

黒潮町では、昭和 56 年 5 月以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の住宅耐震化促進に取り組んでいます。

これまでの実績として、住宅の耐震改修は令和 7 年 12 月末時点で 1,322 件完了していますが、まだまだ未耐震の物件が多く、限られた予算で効果的に被害軽減を図るため、これまでどおり、まずは耐震性が大きく劣る、昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の耐震化を推進していきます。

そのため、現時点では耐震診断補助の拡充補助の対象を拡充するための要綱改正を行う予定はありません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

まだ昭和 56 年以前の耐震化が進んでいないということでしたが、住宅耐震化は住民の命に直結する防災対策です。防災日本一を掲げる当町として、耐震診断の対象拡大を後回しにして良いのか。

具体的に、どのように耐震化を進めていくのか。

改めて伺います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

水野議員の再質問にお答え致します。

住宅の耐震化というのは、耐震診断をしたのみでは、その建物自体の実質的な対策にはなりません。診断をして耐震化が足りないということであれば設計に進み、改修工事まで完了してこそ、建物自体の対策というものが完了することになります。

住宅耐震診断だけを行っても、耐震改修には実質的な対策にはつながりませんので、まずは先ほどもご答弁させていただいたとおり、昭和 56 年以前のまだまだ耐震改修工事までしなければならない、より危険な建物が多いですので、そちらの方の対策を進め、そういったものがどの程度とかいつとかいうことは、現時点ではまだ分かりませんが、そういったものが完了してくるとともに耐震診断から改修まで続く拡大っていうものも図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

現在の耐震化率は何パーセントですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

水野議員の再質問にお答え致します。

令和7年3月末時点で、耐震化率59.6パーセントということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

耐震化率が59.6パーセントで、まだ4割以上の住宅が耐震化されていないって状況です。

2番ですけれども、要綱の改正がないということで、補正で計上する考えはないというふうに思います。

それでですけれども、住宅耐震改修が進まない理由として、高齢であることに加え、屋根の補修などが必要となり、想定以上の費用が掛かることがあるといわれています。

また、平成12年以前の住宅にも耐震性に課題がある場合が指摘されており、耐震診断の対象を広げることは、住宅の安全確認だけでなく住民の防災意識を高めることにもつながると考えます。

少子高齢化が進む本町では、自助、共助の力を高めていくことがますます重要になっています。

そのような中で、地元の業者さんが、高齢の独居世帯などに対して良心的に対応している例もあると聞いています。防災日本一を掲げる黒潮町として、誰一人取り残さない防災のまちづくりのためにも、こうした現場の取り組みに行政として応えていくことが必要ではないでしょうか。

そこで、町長に伺います。

町長の、命を守るという観点から町長の決意を伺います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

まずですね、黒潮町が進めています耐震について少し議論さまざま誤解があるんじゃないかと思ってまして、構造的にご説明を申し上げます、まず。

県内34市町村ございまして、それぞれが耐震を進めています。その中で耐震しなければならない母数の拾い方、これも実はばらばらでして、比較する際にはお気を付けいただいた方がよろしいかと思います。

その上で、黒潮町の耐震が進まないというご指摘ございましたが、これ県内34市町村比較さしていただいたときに、黒潮町の人口を1とした場合、うちよりも人口が多いところ、少ないところありますので、黒潮町人口を1として、他市町村の人口を人口置換した上で平場で比較できるようにした際に、黒潮町が県内1位の進捗（しんちょく）率でございます。

さらに申し上げますと、高知県の進捗（しんちょく）率というのは全国平均より高こうございまして、なの

で黒潮町の耐震化の進捗（しんちよく）が全国的に注目されていると、こういうことになっています。

さらに申し上げますと、これ、補助金だけが高ければ進捗（しんちよく）が上回るのかということ、自分たちが取りまとめた高知県 34 市町村のデータ、これから分析してみますと決してそうはなっていません。黒潮町の位置だけは少しレギュラーの位置にありまして、これは全体として防災を進めてきた結果、耐震の部分でも結果が出たと。こういうことになっているのは間違いない事実でございますので、少しそのへんは誤解のないようにと思っておりますので補足をさせていただきました。

それから、昭和 56 年、今回は耐震の基準日をどこにするのかということが質問の趣旨だと思われそうですが、県がこのたび平成 12 年までの拡大をしたということですが、はっきり申し上げまして時期尚早です。僕は、政策的なミスリードだと思っています。

それはなぜかといいますと、防災課長からの答弁もありましたように、まず最も危険性の高い旧耐震基準、昭和 56 年以前の建物で母数を設定した場合でも、まだ黒潮町は 6 割です。

従いまして、まずはその残りの 4 割、ここにしっかりと手だてを講じていくことがまず求められることでございまして、一定進んだ後に、黒潮町の進捗（しんちよく）率ですらまだ伸びしろがあるということとございまして、一定進捗（しんちよく）が進んだ上で、56 年以前の耐震基準の建物の所有者からの要望が減ってきた場合、その際には、じゃあ平成 12 年までということはある選択肢だと思われそうですが、現段階で黒潮町の状況見たとき、あるいは高知県下全体を見たときにですね、はっきり申し上げまして時期尚早です。それが、自分たちの見解でございます。

その上で、命を守るというのは、これ繰り返しになりますが全体の防災を進めていく必要がありまして、部分的に何かを進めていって結果が出るというものではございません。

従いまして、これはもう防災教育から産業系の防災に至るまで全てをひっくるめた防災を進めていく必要がございまして、こちらにつきましては、少し来年度からですね、防災教育ももう一段高みを目指してやることとしておりまして、それと町長部局の防災をどう整合性を図りながら進めていくのかという協議を本格的に今年度からスタートをしているところでして、来年度からは防災教育については、もう一巻き高いレベルで講じていきたいと思っています。

この町長部局の方の防災につきましても一つ一つを洗い直してですね、どこに効果が出ていてどこに効果が出ていないのか、自分たちはそれをはっきりと見定める必要がございます。それをやっていかなければならないと思っています。

さらに申し上げますと、これまでですね、黒潮町の防災の特性はどちらかというと逃げろ逃げろの防災でして、そのビックハザード、物理的現象からどう命を守るのかということに主眼を置いてまいりました。大体こう行き渡った感ございまして、まだまだここは力を入れてまいりますけれども、少しく自防の方にシフトさせていただきたいと思っております。それがですね、これ、これまでの議会でもたびたび答弁させていただきましたが、応急期の機能配置計画であったり、大規模時の災害対応マニュアルであったり、あるいは BCP であったり、こういったものももう一回見直しをかけていくということに少し注力をさせていただきたいと思っています。

いずれにしても、掲げた犠牲者ゼロという目標は自分たちは一切変わっておりませんで、これからも引き続き、各分野で防災に強力に進めてまいりたいと思います。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

今の町長の答弁を聞いて、住民はさぞかし安心したことと思います。

そして、これを聞いた例えばよそから来た人も、やっぱり黒潮町に住み続けようというふうに、若い人たちも思うことがあるかもしれません。

さすが防災日本一を掲げ、誰一人取り残さないという町長の決意を聞いて、質問して良かったと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩します。

休憩 11 時 32 分

再開 13 時 00 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

通告書に基づいて、私の一般質問を致します。

今回は2問を用意しております。

1 問目は、生活保護についてです。

カッコ1です。

私たちの人権は憲法で守られています。人権という大きな範疇の中で、人間らしい暮らしをすることは憲法 25 条で保障されています。憲法 25 条には有名な、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。憲法に基づいて、生活保護法の3条に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとあります。私たちは長い一生の間に、元気だと思っても病気をすることもありますし、また、思わぬけがをすることもあります。高齢のために働けなくなったり、働いても収入が少ない上に、今の物価高が追い打ちをかけた、さまざまな事情で生活に困ってしまうことがあります。生活保護制度は生活に困窮する程度に応じた必要な保護を行い、日常生活や社会生活の自立に向けて支援する制度です。

最初に、行政はこの制度をどのように捉えているのでしょうか。

また、生活保護を申請するにはいろいろな条件がありますが、それらの主な内容を伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、生活保護を行政はどのような制度として捉えているか。申請にはいろいろな条件があるが、それらの主な内容も含めて問う、のご質問にお答えします。

生活保護は生活保護法に基づき、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする国のセーフティーネットで、生活の保障と自立の支援をするための整備です。

黒潮町の場合、福祉事務所未設置のため、実地主体は高知県幡多福祉保健所にあり、黒潮町は相談窓口としての役割を担い、高知県幡多福祉保健所と連携して対応しております。

生活保護の具体的な流れは、相談、調査、決定、実施となり、黒潮町では相談窓口業務を行い、黒潮町が決定した申請書を基に、高知県幡多福祉保健所が調査から業務を実施致します。主な要件としましては、申請主義でご本人に申請の意思があることが必要です。

また、保護の決定に当たりましては、世帯単位での判定の下、収入が最低生活費を下回る場合に不足分が支給される仕組みであり、資産や就労能力の活用、扶養義務者への照会など、法に基づく確認が行われます。

黒潮町と致しましては、ご本人の申請権を尊重しつつ、相談があれば丁寧に対応しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

丁寧な答弁をいただきました。

今年の3月5日ですか、高知新聞にですね、生活保護申請6年連続増との記事が載りました。その見出しの下には、物価高影響と付け加えられています。

記事の最初の部分を読みますと、新聞読みますが、2025年1月から12月の生活保護申請件数は前年と比べて0.2パーセント増の25万6438件となり、6年連続で増加したことが4日、厚生労働省の統計で分かった。現行の調査方法になった13年以降で最多。高齢者の単身世帯が増えたほか、長引く物価高が現役世代などにも影響したと見られると、このように書かれてあります。

生活保護申請は、全国的にはコロナ禍の2020年から増加をして、23年以降高止まりが続いており、数年前に生活保護受給者が100万人を超えたなという新聞の記事を見た記憶がありますが、現在は164万6,424世帯に上っています。

そして、特に気になったのが受給者の内訳ですが、高齢化社会を反映して、受給者164万人のうち、高齢者が89万9,751人と半数を超え、そのうち単身の方が84万、87世帯に上っている実態です。生活保護受給者の半分以上が高齢者で、そのほとんどが単身者です。家庭状況、生活状況は人によってさまざまですが、単身の高齢者がいかに生きにくくて、生活に困る人が増えているのか、これが今の日本の実情だと思います。

厚労省の発表によりますと、生活保護を受け始めた理由が、貯金などの減少、喪失が最多で、次に病気や収入の減少、喪失と続いています。

町内での保護を受けてる状況はどうでしょうか。分かっていればお尋ねします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

黒潮町におきましては、直近の令和3年からの5年間を見ても、令和4年度をピークに人口減少に伴い、若干の減少傾向となっております。

また、生活保護受給者の約7割が65歳以上となっており、65歳未満の方は約3割となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

若干減ってるということでしたが、その理由は。

少し分かりましたら教えてください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

受給をしてる方の減少につきましては、恐らく人口減少が一番の原因ではなかろうかと思いますが、申請につきましては、毎年大体同じぐらい出てきておりまして。

ただ、受給に至らない原因としましては、予算残高が残っているとか、あとはご本人さんが説明を聞いた上で、申請をとりやめるといったことが多いと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

カッコ2に入ります。

生活保護申請が認められるには車を持つことも本来許されないために、住民の中には、家族に病人がいて病院に連れていくことも大変になるため、やむなく申請を取り下げた方もいます。しかし、全国的には長い間の住民運動が積み上げられて、一定認められる事例もあります。

どのような条件であれば、車認めてもらえますか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、車を持つことは本来許されないため、やむなく申請を取り下げた住民もいる。しかし長年の住民運動も積み上げられ一定認められることもあるが、どのような条件であれば認められるか、のご質問にお答えします。

自動車の保有につきましては、生活保護法第4条に定める補足性の原理に基づき資産の活用が求められることから、原則的には処分対象資産として取り扱われております。

また、具体的な運用根拠としましては、生活保護実施要領や実施機関の運用基準に基づき運用されています。

生活保護手帳を確認した際に、以下の条文などで認められております。

1つ目として公共交通機関が著しく不便な地域、2つ目として就労に不可欠、3つ目として通院に必要ななど、個人の事情に応じて例外的に保有が認められる場合があります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

生活保護を受けるにはなかなか上限が厳しいっていうのは聞いておりましたけど、今課長が答弁がありましたように、場合によっては認められると。全部が冷たい政治ではないかと、私は思って聞いております。

私、前に住民の方が申請したときには、車がないと働きに行けないということで、若い方でしたけども認められた。そういう例もありますので、やはり調査はもう幡多事務所の方ですと。黒潮町がするわけじゃない

んですけど、そういう点に住民の実情に寄り添ってですね、きめ細かい対応をして、これからもしていただきたいと思います。

カッコ3に入ります。

申請するときには、所持金も調べられます。本人の申請だけでこれは認められるのでしょうか。

よその自治体の例なんですが、その場ですね、財布の中身を全部出して調べられていたと、そういうような例があります。

その後、議会での質問を受けて、当人の人格を否定するような行為は取り止められたそうですが、黒潮町の場合は、これはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、申請時は所持金も調べられるが、本人の申請だけで認められるかのご質問にお答え致します。

生活保護は申請に基づいて開始される制度ですが、申請のみで直ちに決定されるものではございません。生活保護法に基づき、実施主体である高知県幡多福祉保健所が収入や資産の状況について調査を行い、最低生活費との比較の上で適否を判断しております。

預貯金や保有資産、収入状況等につきまして、関係機関へ照会も含め確認が行われております。その上で、要件を満たす場合に保護が開始される仕組みとなっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

少し私の質問が不十分でしたけども、預貯金を調べられるのは大体分かりますが、持ってる所持金ですよ。財布の中身です。それは、もう申請だけでいきますか。それとも、その場で調べると。そういうことになりますか。

それを聞いてたんです。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、町のこういった申請受け付けということになっておりますので、財布の中身まで見ることは行っておりません。

ただ、幡多福祉保健所の方が調査に参った際には、当然預貯金だけではなく、現在所有してる資産がどれくらいあるのか、そういったところは調査すると思いますので、そこでの調査は行われるとお聞きしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

黒潮町がね実際にやるわけじゃないので、全部財布の中身まで出させたと、そういうことは分からないわけですね。幡多保健事務所に任せてるということだと思います。

車を持つことも、先ほどもそうでしたけどいろいろな条件が付いて、思うようになかなか車がないと生活できないんですけども、持つことができないという理由があって取り下げた人もいるんですが、その車を持つことの難しさ。ほかの自治体の例ではありますが、先ほど言ったように財布の中身を全部出さして、所持金を調べた調べ方とかですね、人間らしい暮らしを求めて文化的な最低限度の生活とうたわれてるんですけども、それにもかかわらずですね、私はその財布の中身を調べられたとか、車が認められなかった人を知ってるんですけども、なぜこうも弱者に冷たくしていくのかなとつくづく考えさせられましたが。それは、生活保護制度の歴史的な経過にも関係しているのかなというふうに思いました。

それで、執行部の皆さんに私が言うのは釈迦に説法なんですけれども、生活保護制度が何できたのか。今回の質問に当たり、自分なりに勉強しまして、その歴史的なことも今に関係してしているのかなと思うので、少し長くなりますが、紹介します。

この生活保護制度は、自分の力で生活できない人々に対して公的な保障をすることにより、その命を守るためにできたとあります。この公的、公（おおやけ）ですね。公の補償のことですが、これは公的扶助と呼ばれ、世界のどの国でも行われているそうです。もちろん内容的には制度設計にしろ、その国によってそれぞれの違いはあります。

日本の公的扶助の歴史は明治時代にさかのぼりますが、明治7年、1874年に明治政府によって交付された、救貧法、救は救うで、貧は貧しいですね。貧しい人々を救済する法としてスタートしたそうです。当時の制度ですから、天皇による慈悲として国が米代を現金支給をする救済制度だったとありますが、この救貧施策は、昭和4年1929年の救護法制度まで続いたそうです。その後、第二次世界大戦で敗戦し、さまざまな社会状況の変化の中、昭和21年、1946年、終戦の翌年ですが、旧生活保護法が制定されました。

旧生活保護法はこれまでの制度と比べると、いろいろと中身は改善されてきておりますが、しかし、その制度に受給者に不服があっても保護請求権はなく、裁判で争うこともできない制度でした。いわば政府が救済の手を差し伸べてやっている制度であって、現在のように保護を受けることが国民の権利としての位置付けはなくて、いわばお恵み、恵んであげると。お恵みのような位置付けだった歴史を持っています。その後、現在の日本国憲法が昭和22年、1947年に施行されて、憲法に合わせて、生活保護も憲法25条の規定に合うように、昭和25年、1950年に旧生活保護法から現在の法に制度設計し直されて現在に至っているそうです。

現在の生活保護法は国民主権の憲法のもと、国民が主人公ですから保護請求権と不服申立制度が権利として設けられています。実際、それらを多くの裁判が全国的にはあります。一番有名なものでは、ご存じだと思いますが、朝日訴訟として最低で文化的な生活を営むための裁判闘争がずっと行われてきました。こういった歴史的経過をたどりながら、今の制度になったんだと思います。

すごく長くなりましたが、カッコ4に入ります。

生活保護を申請するときは、所持金が規定額以上にあれば申請が却下されることもあります。申請者たちは、たちまちの生活費が困る場合もありますが、そんなときはどうなるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、たちまちの生活費が困る場合もあるが、そのときはどうなるかのご質問にお答え致します。

生活保護法においては、申請があった日から原則 14 日以内に決定することとされており、特別な理由がある場合でも 30 日以内に決定する旨が規定されています。また、生活保護制度では、急迫した状況にある場合には速やかに保護を開始する旨が法律に規定されております。

ご質問のように、たちまち生活費に困窮しているという場合には、実施主体である高知県幡多福祉保健所が状況確認の上、迅速な決定を行っております。

なお、町と致しましても、社会福祉協議会が実施しておりますフードバンク事業や緊急小口資金貸付事業など、関係機関と連携し、生活が途切れることのないよう支援に努めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

生活保護の申請が受け付けられるには、先ほど言ったように預貯金も全部調べられますし、預貯金もほとんどからになってなきや駄目ですし、所持金が何万かあったか何万か分かりませんが、あったらそこにオーバーすると、そういう場合は困りますので、全部なくなっていくわけですね。それで申請していると思うんですけど。そのときのたちまちに困る場合は、今ありましたように、社会保健事務所でも対応してくれるし、今言われたように社協でね、緊急小口資金でしたか、それもある。それはほんと聞いておりました。以前も住民の方が困って社協にお願いに行ったことあるんですけど、本当に親切な対応してくれたことがあります。そういう制度があるということで安心しました。

カッコ 5 に入ります。

生活保護受給者は車がないために、私たち田舎ではもう本当に車がないというのは生活に困るわけですけども、そういう場合に、そのときによってはですね、タクシーでの移動の費用も出る場合があります。でもそのときですね、自分で払わなきゃならないので、そういう立替え払いをしなくてもいい方法を、そういう方法をとってる自治体は増えてきておりますが、町でもそのような便宜を図ってほしいと思うんですが、それはできるでしょうか。どうでしょう。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、車がなく、タクシーでの移動には費用が出る場合があるが、立替え払いをしなくてもいい自治体が増えてきている。町でも便宜を図ってほしいがどうかのご質問にお答え致します。

生活保護制度における通院等の移送費は、医療扶助の一部として支給されるものであり、原則として公共交通機関の利用等が基準とされています。タクシー利用が必要と認められる場合には、高知県幡多福祉保健所による事前申請、審査の上、移送費として支給される仕組みです。

高知県幡多福祉保健所では、事前に保護変更申請書、給付要件意見書を提出していただければ、請求書払いも行っております。タクシー会社によっては請求書対応ができないところもありますので、その場合には、一度自己負担をしていただき、領収書にて償還するようになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

その立替え払いの払い方がちょっと分からなかったんですけど。

立替え払いしなくてもいいように、もうタクシー乗ってもいろいろ申請の仕方があるかと思いますが、それは通用した場合ですね、自分が払わなくてもいいという制度を室戸市とかで四万十市もやってますし、佐川町でも、もうそれは通用するというふうな町です。

佐川町も、自分とこで町ですから直接かかわってなくて、保健事務所がやってると思うんですけど、黒潮町でもそういうふうに自分が払わなくてもいいというような便宜を図ってくれると。そういうことができるかどうかお聞きしてるんですけど、どうでしょうかね。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

こちらにつきましては、佐川町と同じく高知県幡多福祉保健所にて同様の制度がありまして、事前に申請をすることでタクシーの使用が可能となっておりますので、相談に来られた際には、その手順であったり、書類についてはどうしても保健所の方でいただく必要がありますが、ご案内をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

分かりました。佐川町とおんなじで、手続きさえすれば自分はもう立て替えしなくてもいいと、そういう制度があるということですね。分かりました。

生活保護を申請するには、もちろんさまざまな条件もありますが、決して国からのお恵みではないこと、憲法で保障された国民の誰もが持っている権利なんですけど、まだまだですね残念ながら、絵に描いたもちの側面もあって、現実とのギャップもあります。

先ほどの高知新聞の記事で、困窮者の支援に取り組む大学の客員教授の稲葉先生の談話が載っていますが、教授が言うには、生活保護に対する差別や偏見から利用を避ける人が多いと指摘しておりまして、物価高を踏まえ、生活保護を受給していても、最低限度の生活が保たれていないのが現状だ、と問題視されています。そして先生は、公的支援の拡充が必要と強調したとあります。

厚労省の最新のデーターでは、全国では生活保護利用中でありながら生活が苦しいことを理由に自殺する方が年々増えており、年間 130 人を超えるとあります。弱者は常に少数です。そして歴史的に見ても、常に大なり小なりの差別を受ける対象になってきたのではないのでしょうか。

世の中では生活保護受給者も例外ではなく、残念ながらしばしばバッシングされる現象がありますが、行政はこのバッシング等についてはどのような見解を持っているのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、生活保護につきましては、最低限度の生活を保証されるものであります。なので、本来、その方が生活するために必要なものを生活保護で補っていくという考え方でおりますので、バッシング等は本来すべきではないと考えております。

ただ、議員のおっしゃるとおりバッシングというか、そういう批判的な目があるもの事実でございます。そういう声を聞いたときには、町としても丁寧な説明をさせていただいております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

そういうバッシングがあったら丁寧な対応をしていくという答弁がありましたが、弱者へのバッシングはその都度、行政の適切な対応というのが大変効果があると思います。

東日本大震災のときもですね、福島から避難して、横浜だかどこだか忘れましたが町の方に避難した。ところがそのときに、これは新聞の記事ですけども、福島から来たと。原発も何か放射能もってきたとか、お前は保護を受けてるんだらうとか、そういう差別があつてですね、行政がそれに迅速に対応したというような記事が載ってたんです。やはり、こういうあつてはならない差別なりバッシングなりですね、誹謗（ひぼう）中傷もありますけど、そういうことに対しては行政は適切に、そして早めに、そういう対応をとってもらうことが大事だなと思っております。

東京の国立市の取り組みをここで紹介しますが、国立市はですね、生活保護は生きるための権利です。生活保護に対する差別やその他の差別は許されません、との文章を、赤字で目立つように市のホームページに掲げているそうです。

全国の自治体も、黒潮町でも見習ってほしいなと思ってこの記事を読みましたが、黒潮町でも町の広報に掲載するとかですね、それなりに何らかの啓発を提案しますが、そういう点についてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるように、このバッシング等はあつてはならないことと考えておりますので、今後、幡多福祉保健所とも協議をしながら、できるだけそういったホームページ等での広報にも力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

町の広報にですね、男女共同参画の年6月ですけども、いつも男女差別について以前から広報できちっと、その問題について載せてくれてたんです。男女共同参画の私は委員になっておりますけども、一時期ですね、それが取りやめになってたと思うんです。それで議会の方で質問して、どうして取りやめたんだ、再度載せてほしいということで、男女共同参画についてはちゃんと広報に載るようになったんですよ。ですから、いろんな形でやり方はありますが、啓発も大事ですので、ぜひですね、広報に取り上げるなり何なりですね、今後検討していただきたいなと思います。

黒潮町は人権尊重の町です。人権は人が人として生まれながらに持っている生きる権利であって、生活保護はまさに生きる権利であり、生存権の問題だと思います。それらを考えると、決して人権イコール差別問題ではありません。人権講座なども催されるそうですが、人権問題を差別そのものとして取り上げるようなことがないように願っております。冒頭にも言いましたが、私たちの人権は憲法によって保障されています。憲法12条には、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないとあります。私たちは誰もが国民の権利をバッシングするのではなくて、不断の努力によってこれを保っていくことが求められるのではないのでしょうか。私はそう思っております。

1 問目を終わります。

2 番目の福祉行政についての質問に移ります。

先ほどの生活保護問題とも深く関係してる質問ですが、それらも含めた福祉全体的な質問になります。

カッコ1です。

町長は、日本一の福祉の町を目指していくと言われました。大変いいことだなと思って応援しておりますが、私たちの日々の暮らしは大元は国の政治にあります。日々の細かな暮らしは、住民に一番近い地方自治体行政の方向で決まるんじゃないかなと思います。

特に地方自治体の本旨は住民の福祉の増進ですから、町長の持っている大きなビジョンがあるんじゃないかと思うんですが、大まかなところを伺います。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員のご質問にお答え致します。

大まかにということでございますので、各論ございましたら再質問で掘り下げていただければと思います。まず、ご質問中の福祉のビジョンについてでございますけれども、広義の意味での、広い意味でのということです。広義の意味での福祉課題の解決というのは、福祉の切り口のみのアプローチでは解決に至らないと認識をしています。繰り返しになりますが、広義の意味での住民福祉および住民福祉の向上、これは行政に求められる姿でございますけれども、現在、多様性のある住民の皆さまそれぞれの人生を通じてあらゆるフェーズを捉えたものでございまして、出産、育児から教育、産業、高齢者福祉等あらゆる場面において施策を講じることであり、施策体系を整えることです。

そのうち、ご質問にありますとりわけ一般的に福祉と呼ばれる分野におきましては、端的に申し上げまして、自らの在り方を自ら決めることができること。あるいは、自分たちの在り方を自分たちで決めることができる、その実現のための社会構造をつくることにあります。

そのため、本町と致しましては、誰もが住み慣れた地域でいつまでも笑顔で住み続けることができることを目標に掲げ、政策体系を整えてまいりました。

今後も変化する社会情勢に柔軟に対応し、可能な限り住民の皆さまの思い描く暮らしを実現できるよう、ご質問中でもご指摘をいただいておりますとおり、身近な地方自治体の政策の影響力を日々自覚しながら努力をしてまいります。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

全般的な広義の意味ですので、また後で聞けるところは聞いていきたいと思っております。

カッコ2に入ります。

近年の人口減少は、地域の共同体などにも影響がありまして、お互いの見守りや助け合い等にも影響が出ているのではないかと危惧（きぐ）しております。

同時に、高齢化の波が急激に地域の見守りに影を落としている気がしますが、町はどのように捉えて、今後どのように進めていく方向をお持ちでしょうか。

お伺いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、近年の人口減少問題は地域の共同体にも影響があり、お互いの見守りや助け合い等にも影響がある。町はどのように捉え、進めていく方向かのご質問にお答えします。

宮地議員ご指摘のとおり、人口減少に伴い、各地区の人数も減ってきており、これまで地区内で行われていたことが難しくなっている現状や、その中で見守りや助け合いも難しくなっていることは認識しております。

町としましても、日常業務や生活の中で住民をさりげなく見守り、異変等に気付いたときには、役場につなげていただく活動として、現在包括支援センターを中心に、町に関係する事業者と見守り協定を結び、町内の見守りを実施しております。

また、社会福祉協議会と民生児童委員による見守り配食、あったかふれあいセンターの訪問活動、地域ふれあいサロンなどによる見守りを進めながら、必要に応じて必要な支援につなげる取り組みをしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

確かに今課長が答弁してくれましたように、いろんな制度を町の方も開設して、それらを生かして地域の見守り等に力を注いでくれる。それは大事な福祉政策の一つだと思います。

今課長も言われましたように、地域のふれあいサロン、また健康推進員が行ってくれている健康体操なども、大事な取り組みです。地域でできることは地域でやる。行政の手を借りなければならないことは、制度の充実を求めていくと、そういうふうに思っているのですが、最近はその地域力といいますか、今課長もちよっと言われましたけど、大事な身近なコミュニティーの維持が困難になりつつあります。既存の地域の代表的な団体、私も婦人会ですが、婦人会とか老人クラブがですね、会員の減少と役員のなり手不足、頭を抱えています。

また、全国的にもですね、問題になっております区長さんや民生委員さん、はたまた消防隊員さんですか、それもなり手不足が深刻になっているということなんですが、現在、このような現状を町としてはどのように捉えているのでしょうか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

議員のご指摘のとおり、現在、例えば区長であるとか、民生児童委員、それから消防団員等々につきまして、なかなか手がいけないというのは事実でございます。そういったことは、やはり人口減少に伴う若者世帯の

人数の減少が主な要因ではないだろうかとは思っておりますが、そのことに対して、現在のところまだ対策というのは、こちら持ち合わせておりません。

今後、町の福祉政策等する中で、住民の皆さまにもご協力いただきながら進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

私もね、町の方に何とかしてくださいって言うわけじゃなくて、みんなで考えなきゃならないことだなと思って、本当に心配してる場所なんです。

ここでですね、情報防災課長にお尋ねします。

町内には自主防災組織があると思います。この組織は会員を募って常時動く、老人クラブとか婦人会とか、そういう団体とは違いまして、もう少し緩やかな組織だと思うのですが、いったん災害が起されば、たちまち地域で力が発揮できる、そんな組織ではないかと思います。地域のコミュニティーが弱くなっている今、私は大事な組織だと考えるのですが、最近の活動はどうでしょうか。最初の頃より少し活動が少なくなっているのかなと感じるんですが。

またですね、今後、何か動きは考えてるものでしょうか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越淳君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず、自主防災組織の活動と致しましては、本年度、私たちが把握している分では総合防災訓練、このときになりますが、地区全体でLINE グループを作って情報共有をする活動といったものをしていたり、ある地区では世帯ごとに簡易トイレを構えるっていうような、そういった運動というか取り組み、そういったことをしてたり、車両避難。基本は徒歩避難ですけど、どうしても車でないと避難できない方もおられるということで、車両避難について検討をしていくっていう地区独自で検討していくっていうような地区があったり、あとは防災講演会を開いたところもありますし、避難道等の整備に合わせて地区独自でチェーンソーや草刈り機の講習というか自分たちで使い方の勉強をするとか、そういった取り組みをしているところもあります。

議員がおっしゃられたように、コロナの前に比べると若干は少なくなっているかもしれませんが、またコロナ禍が明けて、地区の取り組み、それぞれの地区が工夫して取り組みが進められているというふうに思っております。

地域担当職員もおりますので、ぜひそういった方々とも協力し合って、地域のコミュニティーの活性化のために防災というツールを使っていただければなというふうに思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

今課長は最後に言われましたけど、確かに地域ですねコミュニティーのツールとして使ってほしいということで、私もそれを思っただけで質問出したんですけど。いろんな今ある組織が弱ってきてる、会員不足になって悩んでる中で、コミュニティーがだんだん薄れてきますので、こういう自主防災組織のような本当に地域にとって大事な組織がですね、単発的にでもいいですから、そのときにこう動いてくると、みんながまたこうつながっていく。こういうことを実感してます。

ていうのはですね、炊き出し訓練をコロナ前までやっておりました。自主防災組織だけじゃないですけど、炊き出し訓練をやりますと、地域で今まであんまり参加してなかった人たちとか、いろんな方と知り合いになったり仲良くなったりして、防災ってこうだね、ああだねっていうことでつながっていったんですね。だから、これからですね、いろんな既存の組織を頼ること。行政がやってることも頼ることは大事ですけども、こういうところも防災に関連して、これから進めていかなきゃいけないんじゃないかなと私は考えたんです。まさに課長がそれを言うてくれましたので、ぜひまた、私たちの周りでもそれを広めていけたらなと思います。

カッコ3に入ります。

福祉行政も、町財政と住民サービスのバランスを取りながらの舵取りになると思います。黒潮町デイサービスセンターこぶしが今年度で終わると聞きました。先ほどの水野さんの質問でもありましたが、デイサービスがなくなるということですが、福祉行政のある意味象徴的な問題だと私は思うのですが。

この点も含めてですね、今後の福祉行政の方向ですね、伺います。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは宮地議員の、黒潮町デイサービスセンターこぶしが今年度で終わると聞いた。福祉行政の象徴的な問題と言えるが、その点を含めた今後の方向を伺うのご質問にお答え致します。

町としましては、福祉行政を終了させさせるつもりはなく、今後も必要なサービスについては継続をしています。

介護保険事業につきましては、町からの補助金や委託金で実施するものではなく、介護保険制度の中で、収入としては利用者負担分と介護保険から支払われる介護給付費によるものとなっています。

そのため、対象人口の減少などに伴いサービス利用者が少なくなると、事業の継続が難しくなる制度上の問題があります。

町としましては、必要なサービスの確保に努めながら、代替となる事業等を活用し、住民の皆さまが住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう努めてまいります。

また、国においても、特例介護サービスの新たな類型の枠組み等について検討される予定となっておりますので、国の動向にも注視してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6 番（宮地葉子君）

福祉行政とね一口で言っても、なかなか広いわけですし生活全般にかかわりますので、これとこれをやりますと、そういうわけにはなかなかいきませんが、課長の答弁で全体を網羅していくかなと思って聞いておりました。

私たちは防災と一緒に、自分の健康や自分の命は自分で守る、そういうことをモットーにしなければならないと思っています。しかし、これも生活保護と同じですね、長い人生の間には、元気だと思っても病気になることもありますし、また、予期せぬけがをすることもあります。また、自分が健康であっても、家族の誰かの世話をしなきゃなんないとか介護しなきゃなんない、ということも考えられます。そして、元気で頑張っている誰もが年を取っていきます。人が一生を生きていくには、どこかで福祉行政のお世話になることは避けられないとも言えます。そう考えると、町長の、町をですね、日本一の福祉の町にすると。そういう方向は大変心強くて、日本一住みやすい町を目指している。そういうように、それと同じですよ、そういうふうに思います。

再度ですね、町長の福祉行政の思いと今後の意気込みですね、もう少し、先ほどの全般的なことよりももう少し細かく言ってほしいんですが。

今回の予算に特にこういうことを生かしたということがもしありましたら、それも含めてですね、答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

課長も答弁申し上げましたとおり、今やってる福祉行政がもう縮小させるという方向性を自分たちが持つてゐるわけではございませんので、その点、冒頭申し上げておきたいと思います。

ただ、これまで整備を進めてまいりましたあったかふれあいセンター、自分たちはですね幸いにといいますか、国に先駆けてそういう仕組みを導入してきて、現在はですね、黒潮町役場の福祉部門、それから社協、そしてあったかふれあいセンター、そして民間の介護保険事業所、こういったところを包括しますと、町内どこにお住まいなっておられても、大体の把握ができています。

さらには、今年度、少し予算ではちょっと見えにくかったかも分かりませんが、あったかふれあいセンターの方に専門職を配置しまして、在宅の全町域の調査を掛けることになっています。

そうなりますと、自分たちが思っていた姿とそれから調査を掛けて実際の姿の乖離（かいり）が出てきようかと思いますので、そこについてどうそのギャップを埋めていくかという政策立案というのが、令和9年度に向けてスタートすると、こういったことになろうかと思います。

いずれにしても、1番目で申し上げましたように、過度に外的要因の圧力でですね、自分が本来はこういう生活を営みたいのに、それが実現できないということがまああろうかと思います。多くの場合は家庭のご事情であったり、もちろんそこに経済的な事情もあろうかと思いますが。他方、自分たちが預かるこの社会的リソースといいますか、社会的にこうリソースがきちんと配置されている、あるいは政策体系が整っていることで、その皆さん望まれる生活が実現できるとするならば、それは自分たちが積極的に進めていかなければならないところであって、その方向性には一切変わりはありません。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

福祉行政という大きな枠の中で新たな言葉も、調査もすると言われてましたし、安心しながら聞いておりました。

ぜひですね、私たちもそれに向かって自分たちの暮らしを良くしていかなきゃいけないので、進めていかなきゃならないと思います。私たちは、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる、そんな町を望んでいますし、行政も、今の話を聞いてましてもそれを目指していると思います。

今後も福祉行政に力を注ぎ続けてくれることを願いながら、私たちもできる範囲で助け合って、地域で安心して暮らせるように頑張っていきたいと思っています。

これで、私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩します。

休憩 13 時 50 分

再開 14 時 05 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は1問のみの質問であります。脱炭素社会に向けてという質問事項で質問致します。

この脱炭素関連の質問は、2年余り前になりますかね、令和5年の9月の一般質問で、本町が環境省の募集した脱炭素先行地域に採択されたことに伴いまして、一般質問を行っております。

その折にも、この脱炭素先行地域の事業の概要などを問うておりますので、今回も同様の内容があらうかと思いますが、よろしくお願い致します。

では、質問の要旨を読み上げます。

本町は2021年6月にゼロカーボンシティを宣言致しました。2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目標としております。加えて、本町が2023年、令和5年4月に環境省が募集した脱炭素先行地域に採択され、種々の事業が進む状況下、以下を問うとしております。

カッコ1としまして、採択された脱炭素先行地域の計画の概要と進捗(しんちょく)状況は、としております。

この部分が先ほど申し上げました令和5年9月の一般質問とかぶるわけですが、答弁よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮川徳光議員の一般質問、脱炭素事業社会に向けてのカッコ1、採択された脱炭素先行地域の計画概要と進捗(しんちょく)状況についてのご質問にお答え致します。

黒潮町は、国が地域特性に応じて2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを実現するモデル的な地域として、令和5年4月に環境省から脱炭素先行地域に選定をされました。

脱炭素先行地域事業の計画概要につきましては、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン防災型まちづくりをタイトルとして、以前に津波防災対策として実施をした戸別津波避難カルテ作成の経験、ノウハウを生かし、脱炭素カルテを全世帯対象に作成をし、ご家庭に合った省エネ、再エネ設備の導入を推進するとともに、大規模災害時等に避難者が即時的、継続的にエネルギー利用が可能となる体制を確保するため、公共施設等を

中心に太陽光発電設備や蓄電池の導入を進め、町全域を脱炭素化していく計画としております。

進捗(しんちょく)状況につきましては、地域エネルギー会社の設立や公共施設等への太陽光発電設備および蓄電池等の導入、住民向け太陽光発電設備および省エネ家電の導入、脱炭素カルテ作成のための戸別訪問などにより、現在まで多面的に進んでいるものと認識をしております。

以上については、計画の中間地点である本年、環境省の脱炭素先行地域評価委員会に進捗(しんちょく)状況をご報告しているところでございます。

今後、評価委員会からの講評を受け、場合によっては内容変更等を行いながら事業を推進してまいります。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番(宮川徳光君)

前回の5年のときと同様な答弁がまずありまして、今現状、順調に進んでいくのかなというふうな印象を受けました。

一昨年になりますが、令和6年度の議員の県外研修としまして、本黒潮町より1年前の令和4年4月に脱炭素先行地域に選定されました島根県邑南町を訪れました。

邑南町は私たちの黒潮町とほぼ、人口的には同じ程度、高齢化率も同じ程度。若干、邑南町の方が1.5パーセントほど低くなっております。本黒潮町は高齢化率が47パーセントほどとなっております。共に人口が1万人を切ったところでございます。

この邑南町の取り組みの研修をさしていただきまして、私たちの黒潮町の取り組みがすごいかぶると申しますか、共通している点が多いなというふうに感じました。共にですね、電力会社、地域新電力会社を設立してというようなこともありまして、1年邑南町の方が先行してますんで、参考にされたのかなというふうに感じておるところでございしますが、そのへんの状況はどうなっているでしょうか。

答弁をお願いします。

議長(中島一郎君)

環境政策室長。

環境政策室長(宮川智明君)

再質問にお答えを致します。

視察に行かれた邑南町さんとは、元々といいますか先行地域同士のつながりもありまして、参考にさせていただいている自治体の一つです。

ほとんどの先行地域の目的としましては、邑南町も当町も同じなんですけれども、エネルギー経費が町外に流出している状況を改善したいというところでは、考え方は一致しているかなと思います。

以上です。

議長(中島一郎君)

宮川徳光君。

5 番(宮川徳光君)

邑南町の研修のときの資料の中にも、まず町外に出ていく電気料金というものを意識しまして、そのときの資料では年間6億から7億程度のお金が電気料金として町外に出ているということで、そのお金を町内に落とすことによって、地域の活性化、産業の育成などによって地域の活性化を目指していこうというような取り組みだったと思います。私たちの黒潮町の計画を見てもそういう流れになっていると感じましたので、今の質問、再質問を致しました。

再質問ですが、本町の脱炭素計画の中には、陸上の小型風力発電や中小水力発電の計画も見受けられますが、内容と進捗（しんちょく）状況はどうなっているのでしょうか。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

今回の脱炭素先行実施事業の計画の中には、議員ご質問のとおり小型の風力発電という計画もしております。

現状としましては、風向調査を詳細に行っております。風力発電の性質上、平均風速によって発電量が相当変わってきますので、場合によっては期待した発電量が得られない場合が多々ありますので、今詳細の風向調査等を実施しております。その結果を基に、実施するしないの判断を今後していくことになると思います。

一方、小水力については今回提案の中には入っておりませんが、可能性として同じ再生可能エネルギーということもありますので、いろんな発電方法ありますので、情報収集等をしながら、生かせるものは生かしていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

風力発電、小型の風力発電ですが、今検討中ということでした。

これは黒潮町から環境省に出したときの計画書になるのでしょうか。その中に、電気設備の導入なんかの可能量。導入可能量というページがありまして、その中で中小水量河川という項目の中に、量的には少ないんですが、基本的には可能な限り活用する方針とするということが挙がってましたんで、以前は町内では無理というような考え方も聞かれていましたけど、どっかいいところがあったのかなというふうな思いで聞きました。現状は、可能性が少ないというふうな話でございました。

それから、全体的なことというよりは若干事業の中身に入ってくるかもしれませんが、7 年度から 8 年度への繰越予算は 5 億 5,000 万円ほどありますが、内容と計画への影響はどうなっているのでしょうか。

併せて、8 年度の一般会計の脱炭素対策関連で、負担金補助金及び交付金が 7 億 5,000 万円ほどありますが、これの大ざっぱな内容を教えてください。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

1 点目の繰り越しに関する部分でございますが、当初、カーポート型の太陽光発電設備の導入を計画しておりましたが、物価高騰等でインシヤルコストが相当上がることが判明をしました。このため、初期費用を抑えるためにもオフサイト型の野立て型と言いますけども、そちらの方に方針転換をしました。そうすると用地取得であったり、そういったものに不足の日数を要しているという状況でございます。

もう一点が、大型の蓄電池を導入する計画となっておりますが、こちら納期が相当日数がかかるという状況になってございまして、年度内に完了の見込みがないというところで、繰越施行をさせていただきたいというところでございます。

また本年度の予算、大枠で言いますと、例年同じ項目にはなるんですけども、公共施設を中心に再生可能エネルギーの導入、屋根置きですね、こちらの太陽光発電設備。また、蓄電池の導入というものを毎年行っております。で、年度計画ごとに計画をした施設、それができない場合、代替の施設にすることも当然ありますけれども、方向性としましては、避難所指定されている公共施設に再エネを導入していくと。

また、間接補助としましては、こちらも昨年に引き続いてですけども、ご家庭の太陽光発電設置に関する補助事業、こちらを間接補助として用意しております。

加えて、省エネ家電、空調、給湯の買い替え補助。こちらについても昨年度と同様、予算計上しております。以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

質問がちょっと抜けていましたけど、若干、金額いいますか投資面で金額を考慮して変更はあったけど、計画としては順調に進んでいるというふうに受け取りました。

それから、邑南町の考え方とほぼ一致しているということなんで、ちょっと確認ですが。

電気量ですね、住民も含めて地域の電力会社に依存するような形になっていっているというふうに私は捉えておるがですけども、そういったときの電力量の確保みたいなのはどういうふうに考えられていますか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

住民向けのお話もありましたが、計画策定当時に町内の民生部門の電力需要量というものを、統計値ですが、こちらを基に再エネ導入量というものを決定しておりますので、地産地消というですね、作った電気を使っていただくという形の計算になっておりますので、需要量分は供給できるという見込みでございます。

それに関しては単年度でできるものではございませんので、計画ごとに再エネを増やしていったって、発電量を増やすと。その発電した電気を地域で使っていくという計画でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今の点で、ちょっと再質問ですけど。

個人住宅向けにも太陽光発電されるとか、そういったものを用意する計画になっていますが、その想定した個数というか、パネルの数ですかね。面積になるとかはちょっとあれですけど。そういったものが予想外に少なかったりした場合は、何らかの違う方法でカバーしていくというような捉え方でよろしいのでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

ご質問は、太陽光パネルの量が当初よりも少なかった場合というご質問だと思いますが、その場合、そのご家庭の発電量としては少なくはなります。

ただ、町全体の発電量というものは確保する必要がありますので、代替の、例えばオフサイトも先ほどご

紹介したとおりそうなんですけれども、いろんな発電方法というのを組み合わせて供給をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

安心しましたけど。

今の答弁をいただいている中で、ちょっと思い浮かびましたけど。主に今回は、風力もまだ検討中ということで、水力もないということで、太陽光が主になっておるということで、1 つの方法に依存した場合、例えば雨季ですね。そういったときには素人考えで心配するわけですが、電池なりで対応できるというふうに踏んでいるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

ご指摘のとおり、太陽光発電というものは出力が割と不安定な分野ではあります。

ご指摘いただいたように、蓄電池もそうですし、いろんな電源というものを確保する必要があると思っています。ただ一方で、イニシャルコストというのがものすごくこの分野は大事でして、投資分をやっぱり電力単価に反映する必要がありますので、費用対効果というものが大前提になってくると思います。

その上で、安定供給のために、ツールとしては蓄電池の活用というのは当然出てくると思っています。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

全体的なことを伺っていますが。

先日、ある先輩議員から、ちょっと町内にお配りしている環境政策室で作られた省エネ家電の補助金などのチラシがあります。これちょっと白黒になってしまいまして申し訳ない。カラーでできたチラシですけども。

その中で、裏面だと思うのですが、家庭ごみの焼却の話が半分ぐらい上に載っているんですが、これをひっくり返して話をするとすごいややこしい話になるのじゃないかなと、ちょっと頭が回らなかったもんで心配しておるんですけど、そのあたりどうなっておるのかなと。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

先ほどご紹介しましたように個別訪問員で訪問を回っておりますが、そのときにエネルギーのこと以外でも、一つは環境政策室ですので、ごみの減量のお話などもさせていただいています。

実は温暖化とも密接にかかわっておりまして、ごみの水分をなくすことによって焼却時のエネルギーがかからないといったところで、温暖化に関連する項目がたくさんございます。直接再生可能エネルギーの話だけではなくて、気候変動に関するお話も折に触れて、訪問先でさせていただいているという状況でございます。

ご指摘のとおり、いろんな情報が入ってきて分かりづらい部分あるかもしれませんが、基本的には気候変動対策の一環として、環境政策室も各種施策は行っておりますので、いろんな面でそういった関連付けているということを知っていただく必要もあるかと思ひまして、あのようなチラシ等も作成をしております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

意味合いはすごく分かるのですが、そのゼロカーボンというのをゼロという言葉が前面に出てきますんで、そのごみを焼くという言うたら、そのごみの焼却を何かに変えるのであれば、極端な話ですよ。ゼロになる可能性はありますけど、そのまま生ごみをつていうか、一般ごみを焼き続けると、ゼロという言葉とのすり合わせがちょっと、どんなんなつとるのかなあというふうな思いでの質問です。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

カーボンニュートラルの考え自体が、減らせるものは限りなく減らして、どうしても減らせられない部分について、吸収源等を活用してプラスマイナスゼロにしようという考えでございますので、関連はしております。

一方、先ほど分かり難いという説明があったのは反省するべきなんですけれども、当町の独自の取り組みとして個別訪問をしております。

広報等でお知らせをして一方的ではなくて、訪問先でコミュニケーションが取れることが一番大事だと思っておりますので、そのへんをご説明しながら、チラシを見ていただくだけではなくてお話も聞いて施策に生かしていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

趣旨はよく分かりました。

カッコ 1 番は終わりました、カッコ 2 番へいきます。

公共施設や住宅への太陽光発電関連設備が導入されてきておりますが、電気料金や維持費など、経済面の展望はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮川徳光議員の一般質問、脱炭素事業社会に向けてのカッコ 2、電気料金や維持費など経済面の展望についてのご質問にお答え致します。

公共施設等への太陽光発電設備および蓄電池、エネルギーマネジメントシステムの導入に当たっては、地域エネルギー会社である黒潮エナジーを自主主体とし、PPA 事業として進めております。

PPA 事業とは第三者所有型とも呼ばれ、第三者が設置導入をし、その設備を需要家である建物所有者が使用

し、使用したエネルギー代金を支払う仕組みです。この仕組みにより、需要家側の視点で見ると、初期費用なしで太陽光発電設備を導入ができます。一般的には0円ソーラーなどと呼ばれている手法でございます。

現在までの状況ですが、令和5年度事業として7施設、令和6年度事業として16施設、令和7年度事業として6施設にそれぞれ導入をしており、エネルギーの地産地消を進めております。

ご質問の経済面についてですが、当初計画時と比較して、資材費や人件費の高騰など、社会情勢の変化を受けていることから、導入費用を安価に抑えるため、計画していたカーポート型太陽光発電設備から、費用効率性の高い内容に変更して、導入費用を抑えつつ、必要な再エネ容量を確保していきたいと考えております。

電気料金についても、導入費用が高くなるとその分を電気料金に反映する必要があることから、同様に費用効率性の高い内容に変更することで安価に抑えられると考えております。

一方、個人住宅への太陽光発電設備については、住民向けの太陽光発電設備補助金事業により導入を進めております。

こちらの経済面については、一般的なご家庭における平均的な値を用いた概算では、導入後約7年程度でメリットが出る内容となっております、電気料金を安価に抑えるための手法の一つとして考えております。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

今回、私がこの質問を取り上げさせてもらうように思い立ったのはですね、これ今年の1月ですかね、黒潮町太陽光発電システム補助金、太陽光発電システムの補助金始まりましたというこのチラシが新聞折り込みで入ってまして、これを見て、ちょっと、何言いますか、えっというような感じを受けたのが始まりとなっております。

また後で触れますけども、会社が町内の業者ではないということもちょっと気になったのですが、その点は後で触れたいと思います。

このチラシの中に、およそ5年目からはほとんど電気代が掛からないという、実質電気代が、現在2万円ほど要ったご家庭が、実質2,800円ほどというふうな文句があったもので、今回こういうふうになっていくのかなというふうな思いがあったのですが、そのへんはどうなっておりますか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

新聞等で事業者が作成したチラシが入っていることは承知をしております。いろんな書きっぷりをしておりますが、電力需要量っていうのは個々当たりでそれぞれですので、本来ですと、そのご家庭の電力需要量を把握した上で、必要な容量ですとかっていうのを計算することになります。ただ、チラシに載せるとなると一般的な数字であったりとか統計値を使って、あのような形になるのも仕方ない部分はあるかと思います。

また、太陽光の特性上、昼間発電をして夜は発電しないというところもありますので、ご家庭が夜間、相当電気を使う場合は、例えば蓄電池等がないと自家消費率っていうのは相当下がってきますので、一概に何年で回収できるっていうのは言い難い部分は当然ございます。

先ほどご説明したのは、一般的な経産省等が発表しているご家庭の電力需要量から算定すると7年程度という数字を出しました。これもやっぱりご家庭それぞれ電気の使い方違いますので、一概に何年とは言えませんが、今回、間接補助としてかかった経費の3分の2を補助していることから、イニシャルコストは相当抑えら

れます。

そうすると、導入時に一定負担はいただくんですけども、翌月からは、電気料の使用料、買ってる電気の利用ってのは相当減りますので、そういう意味でもメリットが高い事業だと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

もともとの出発点が環境を守るというところから出てますんで、その経済的なところが、こっちが安いんじゃないかとかいうような話はあまりすべきでないかもしれませんが、邑南町の計画の中にもメリットが 4 つほど大きなやつを挙げられまして、この 4 番目に、電気代の割引などにより暮らしやすさの向上とかいうのがありまして、そういうのも黒潮町の方でもあるのかなあということがあつての質問を致しました。

それから再質問ですが、太陽光発電関連設備の耐用年数。大まかなものでいいですが、効果、維持の費用面と、あと環境面で言うとちょっと大事なのかなと思ひまして、太陽光発電パネルの廃棄するときに環境面での問題っていうのはあるのかなのか。

そういった点をお聞きします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

耐用年数等につきましては、メーカーによってもさまざまあるんですが、一般的に太陽光パネル自体は 20 年以上発電が可能とされています。

一方、パワーコンディショナーという設備があるんですが、こちらはそこまで 20 年は効率も落ちますので、大体 10 年から 15 年で更新というのが一般的なやり方です。

それから、廃棄のご質問だったと思いますけれども、こちらが現在リサイクルの手法というのは確立をされていまして、適切にリサイクルする方法はございます。

新聞等でいわれているのが、不法投棄とかそのまま放置しているというケースだと思いますが、こちらは不法投棄の問題ですので、太陽光パネルがイメージ悪くなる問題とは若干変わってくるんですが、現状仕組みとして、パネルであればアルミとかガラスとかシリコンで分ける技術がございますので、適正処理をすることによってそういった問題は起きないというふうに考えております。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

ちょっと話が飛びますが、東日本大震災があつて、原発の、ちょっと比べようがないかもしれませんが、もう何いいますか、後処理、事故処理がもう大変な状況になっておりますので、そういった面も危惧（きぐ）しての質問でした。

大丈夫というのをご答弁いただきましたので、次へいきます。

では、カッコ 3 番の方へいきます。

脱炭素先行地域に採択以前に設置の太陽光発電設備はどう活用されるのか、としております。

一例としまして、入野地区の国営農地ですかね。入野、早咲とか浜の宮の山側にあります国営農地に設置さ

れました株式会社こうち・くろしお太陽光発電のソーラーパネルなどが頭に浮かびますが、そういったものの活用どうされるのか。

また、その場所以外にはありますか、という質問を致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問、脱炭素社会に向けてのカッコ 3、脱炭素先行地域採択以前に設置した太陽光発電設備についてのご質問にお答え致します。

脱炭素先行地域に採択される以前にも、町内には多数の太陽光発電設備が設置をされております。これらのほとんどは国の固定価格買取制度、通称 FIT を活用して発電しているものでございます。当面はこの制度に基づいた運用を続けていくものであると認識をしておりますが、固定価格買取期間が終了した後につきましては、発電事業者として売電先の変更や自家消費型への運用変更などを検討されるものだと考えており、その際には、町内に供給が可能な地産電力になり得るものだと考えております。

こうしたことから、今後は、卒 FIT の電源についての活用可能性についても検討し、情報収集に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

運用の変更ができるというふうに取りました。

ちょっと再質問ですけど、この計画はあと 3 年か 4 年かぐらいあろうかと思うんですけども、この変更ができるその时期的なものが分かれば、教えてください。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

FIT の固定価格買取期間というのは、産業用の場合ですと 20 年の固定価格になります。そのため、発電開始によって終了時期というのはそれぞれ違いますが、間もなく 20 年目を迎えてくるであろう施設は存在します。

ただ、先ほどご答弁したように発電開始から 20 年ということで一律ではないので、終了時期はそれぞれだと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

20 年という年数が出ましたが、先ほどの太陽光パネルの耐用年数にもちょっとかぶっているかなあというふうなことがありましたけども、理解しました。

では、カッコ 4 番の方へいきます。

避難集会所などに設置の太陽光発電設備の電気を避難道の街灯に活用しては、としております。

この質問は、昨年 11 月でしたか、夜間の避難訓練がありまして、私の住んでおります早咲地区の山側いいですか、避難集会所を建てていただいて、その集会所を建築までには、その隣にありますたばこ乾燥場が避難場

所になっておりまして、そこへのうち避難道を3カ所ほど整備していただきまして、この避難道の避難誘導灯をそれぞれつけていただいておりますが、先ほど申しました夜間の避難訓練の折には、ほとんどの街灯が点かない状態でありました。

といいますのも、普段夜間にはあまり山へ上がっていく人はいませんので、なかなかそういうことは分かりづらいこともあったのかなあというふうに思いますが、カッコ4について答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問、脱炭素社会に向けてのカッコ4、避難集会所などに設置の太陽光発電設備の電気を避難道の街灯に活用できないかのご質問にお答え致します。

避難所となっている公共施設に太陽光発電設備や蓄電池が導入されることで、平時は電気を地産地消する設備として、被災時、発災時には安定的、継続的に電気が使える施設整備になり、防災機能の向上にもつながるものだと考えております。

ご質問いただきました発電した電力の活用方法につきましては、幾つかの方法がございます。

1つ目としては、設備を設置した施設で利用する自家消費でございます。2つ目は、発電して使い切れない電力を蓄電して利用する方法です。3つ目の方法としましては、余剰電力として他の施設に供給する方法です。

いずれも発電した再エネ電力を無駄なく利用するために重要な視点だと考えておりますが、ご質問の避難誘導灯に電力供給をするとすると、避難誘導灯自体が独立電源方式の照明灯であり、太陽光パネルとバッテリーを内蔵したものでございます。

このため、仮にこの避難誘導灯に電力供給をする場合には、新たに電力線を整備する必要があるなどの費用が発生します。また、有線での供給となると、地震等の揺れなどによる断線リスクも想定する必要があるため、さらにハードルは高くなるものだと考えます。

とはいえ、ご質問の趣旨である発電した電力の有効利用については全く同感でございますので、地産電力の有効活用に努めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

最後に言っていただきました、地産電力の有効活用という観点で質問しているわけですが、先ほど申し上げましたように、避難誘導灯というのは、もう普段はほとんど何いいいますか、活用されない状況下にあります。

山道上がってくるんやったら、夜間上がっていくいうたら車で上がっていくと思いますけども、そんなには上がっていく機会はないと思います。ましてや、散歩に行ったりするようなこともないということで、ここの街灯が切れているということが、分かりにくかった一つの原因でもあろうかと思います。

そして、片や避難集会所にはソーラーパネルをつけていただいて蓄電設備も、ちょっと確認していないんですけど、避難集会所ですからあるんじゃないかと思うわけですが。

その2つの設備も、常時はほとんど使うことがありません。山の奥の集会所へ行って、消防団の方がいろいろと作業をしていただいたりもしていますけども。

そういった状況があるということなんで、今言われたように四国電力の柱なんかは利用して電線が上がってきておりますんで、逆にそういったものを活用させてもらって照明自体を変えなければならないかもしれないんですけども、長い目で見ると経済的になるんじゃないかなあというふうに。

時間的なことで言いますと、先の南海大地震は、82 年ぐらいですかね今。100 年から 150 年周期でということと言うと、まだその数で言うともまだちょっと、若干余裕があるかもしれない。これは地震のことですから分かりませんが。そういったようなところに対応する一つの考え方として、少しでも余ったものじゃないですけど、使わないでいう設備の有効活用。先ほどの答弁の最後にあったような考えで対応していただいたら、何カ所もありますんで、合わせていくと大きな金額になるのではないかなと思ってる質問です。よろしくお願いします。

では、カッコの 5 番の方へいきます。

カッコの 5 としまして、脱炭素の取り組みを産業振興に結びつけたいとのことでしたが、現時点での状況はとしております。

本黒潮町は、令和 3 年 6 月にゼロカーボンシティを宣言しました。そして、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを目標としております。

その令和 3 年の 9 月定例会の一般質問で、私は環境問題として、脱炭素社会へどう取り組むとして一般質問を致しました。当時の松本町長からは、対策が産業振興となるように取り組むとの答弁がありました。

また、冒頭から申し上げております島根県邑南町では、脱炭素の実現が目的ではない。脱炭素を手段として経済循環をつくる、としております。

こういったことで、カッコ 5 番を設けております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

宮川徳光議員の一般質問カッコ 5、脱炭素の取り組みを産業振興に結びつけたいとのことだったが現時点での状況はのご質問にお答え致します。

脱炭素の取り組みは、CO2 を減らすと同時に、地域課題の解決にも寄与するものだと考えております。

農業用ハウスにおける脱炭素化につきましては、価格高騰の影響を受ける化石燃料から価格高騰の外的要因がない再生可能エネルギー転換することで、安定的かつ持続的な農業経営につながるよう、モデルケースとして営農されている皆さまへ展開させていきたいと考えております。

ただし、令和 6 年度の実績データでは明確な経営上のメリットが示されるには至らず、引き続きデータ取得しながら、場合によっては対象作物等を変更して検討するなど、営農される皆さまへ横展開できる内容として進めていきたいと考えております。

また、エネルギー経費の削減というメリットを出せることで、産業、事業における経営収支改善にも寄与できると同時に、再生可能エネルギーを地産地消することで、ブランドイメージの向上にもつながるよう取り組みを進めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

この脱炭素の取り組みを産業振興にという、その考え方は町内で経済を回していくということだと考えておりますが。

これちょっと古い一般質問の資料を見ておりましたら、平成 25 年の 9 月に、町内の雇用の創出を目的として、官民共に支出は町内というような趣旨で一般質問をしております。

そのときの大西町長の答弁と致しましては、民間の資金の町内流通、地域内管理を促す施策と併せて、官の方の公共調達の在り方も再度検討していきたいという答弁がありましたけども、先ほどの前松本町長の答弁の、産業振興に基づいてつきたいということもありました。

構わなければ、町長の方からそういった点の基本的な考え方など、町長にありましたら、どこかでいただけたらありがたいんですが。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

現在進めております脱炭素事業の全般的に言えることなんですけれども、まずはですね、環境面に配慮した施策であるということ、これは大前提であります。つまり、再エネを発電する、あるいは電力消費を抑える。そして、それらをマッチングしてということが全体像になっておりまして。

僕はこの中でですね、一番やっぱりビジネスツールとして利用できると思うのは、先ほど室長からの答弁もありましたけれども、ブランドイメージ戦略が一番強いと僕は思っています。例えば、マーケットから再エネを調達をするなり、あるいは自家発電、いわゆる町内で再エネを発電した場合。

それを利用するに際してですね、そこに特段の雇用が張りつくとかそういうモデルになってございまして、従って、どうやってこれを産業ときちっとマッチングさせていくかとなるとですね、やっぱり昨今の環境意識の高まりを考えますと、これブランドイメージ戦略として一の大きなキラーコンテンツになると思っています。

従いまして、その受け皿をつくって、これがまず大事でございまして、そちらの方に注力をしたいと思っています。そうは言いましても、全体的な事業をそもそも興したその理由といいますかは、やっぱり環境政策でございまして、しっかりとその価値を棄損することのないように、併せて取り組みを進めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

もう一点だけ。

最初の方に申し上げました、このソーラーパネル設置の補助金関係の新聞を見てもですね、この業者さんが町内業者でなかったというのがちょっとう、私は気になりまして。今、町長の考え方から言うと、町内業者がいる、いないはあんまり関係ないのかなあというふうなふうにも取りましたけども。

産業を育成する。そういう観点からいったら、この機会にそういうパネルを設置できるような会社が町内にできるチャンスかもしれないというふうに思いまして、再度、その点だけお聞きします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

環境意識が高まって太陽光パネルを設置されたいという町内在住の方は増えてきているのは間違いないんですけれども、ここ昨今の伸びが、省エネ家電、あるいは太陽光パネルの設置に対する補助金がそれを誘導しているとすればですね、これはある意味、瞬間風速みたいなものでして、今後の継続性等々を考えたときに、会社まで興してというところは少しリスクが高いのかなと、そんなふうに思います。

ただ、細かく分解して言いますと、例えば太陽光パネルを設置していただいでですね、例えばPPS じゃない、自分で太陽光パネルを設置していただければ、●ラインを超えたそれからの後はですね、ある意味小さなビジネスがそこに生まれてくるわけでして、そこには収益が発生すると、こういうことになっています。従いまして、そういったことも全体をひっくるめて、松本前町長はこの産業振興にしっかりと結びつけていくというようなことをおっしゃったのだと思われます。

また、先ほどの話と少し重複しますが、省エネ家電の普及につきましても、一時的には町内の電気事業者さん、電気屋さんに需要が多く生まれたこととは思いますが、こちらの方も継続性ということを考えますと、瞬間風速だと自分たちは思っておりまして、できればこの流れがですね補助金がなくなっても環境意識の高まりそのものをもって継続されるような、それは環境政策の方ですけれども。そういったことも、自分たちが注力していかなければならないと思っています。

従いまして、先ほども申し上げましたように、この脱炭素事業全体をどう産業振興に結びつけていこうかとするですね、最大の利点は、僕はやっぱり、繰り返しになりますが、キラーコンテンツとしての再エネ 100 パーセントであったりとか、あるいは脱炭素事業先行地域でこれだけの成果が出せているということが、僕はブランディングとしては相当のキラーコンテンツになると思っております。

それらは、少しずつ着実に進めてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

町長のこれから向かっての、何言いますかね考え方がいいですか、決意的なところをお聞かせいただきましたので、これで私の一般質問は終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、15 時 20 分まで休憩します。

休憩 15 時 08 分

再開 15 時 20 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

それでは通告書に基づき、私の一般質問を行います。

今回は 2 問について、町の対応を問います。

まず 1 問目、介護サービス事業、通所介護事業所の今後についてであります。

この質問は、既に本 3 月議会において複数の先輩議員が同じ内容の質問をしておりますので、答弁も大体分かりましたので、どうしようかなとは思っておりましたが、私は私なりの切り口、あるいは思いを、考えをご質問させていただきます。

それでは、通告書を読みます。

黒潮町社会福祉協議会に委託していた通所介護事業所、デイサービスセンターですね、こぶしが本年3月末で閉所する。昨年度末にデイサービスセンター鹿島ヶ浦が閉所しており、今回のこぶしの閉所により、佐賀地域ではデイサービスセンターが1カ所もなくなる。このことを踏まえて、以下のことを問うとしております。

私は、1月22日に行われた閉所に関する地元説明会に参加しておりました。こぶしの運営は、指定管理を受けている黒潮町社会福祉協議会であります。閉所に至った経緯と今後の対応は、そのときの説明会のときに聞いておりますので、大まかな内容は理解しているつもりであります。

しかしながら、当時この説明会の参加者が少なくですね、知らない町民の方も多々おられると思いますので、あえて質問を致します。

カッコ1番の質問です。

閉所に至った経過とそれに対する町の対応を問う、としております。

答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは青木議員の、閉所に至った経過とそれに対する町の対応を問うのご質問にお答えします。

水野議員にお答えしたことで重複致しますが、令和7年8月に指定管理者である黒潮町社会福祉協議会から、このままでは令和8年度中には資金が枯渇するかもしれないとの話がありました。町としましても何とか継続していただきたいと、事業継続の方向で社会福祉協議会と協議をしておりましたが、社会福祉協議会としては、重度利用者の減少に伴い収益が減少し、今後も重度利用者の増加が見込めないことから、経営の改善が見込めないこと、また支出が増加することもあり、このまま継続すれば令和8年度途中で基金が尽きてしまい、介護保険の3事業全てを廃止しなければならないことから、令和8年4月1日からの指定管理の更新を行わないとの説明を受け、これ以上の事業継続は困難であることを理解せざるをえない状況となりました。

介護保険事業はほかにもございますので、町が1事業所だけに補助を行うということにはならず、そのため、3月末の指定管理期間の満了をもって事業廃止を受け入れたものです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9番（青木浩明君）

デイサービスセンターこぶしは、平成9年4月に開所して以来、約30年間運営されてきました。利用されていた方にとっては慣れ親しんだサービスがなくなったり、なくなるわけではないですけども、受けにくくなることを残念に思っている方は多いようであります。

本事業は指定管理による委託事業ですので、受託者の事業計画に基づき運営されてきたわけですけども、利用者の減少により運営が厳しくなったということが最大の原因だったということでしょうか。

しかしながらですね、この事業は介護保険事業であります。次の2番の質問にも関係してまいりますが、人口減少が進む中、こぶしだけではなくて他の町内のデイサービスセンターに対しても、同じような状況が遠からず発生する可能性はあると思っております。利用者の減少や介護度の違いによって、採算ベースに乗らない、あるいは赤字になるからということから閉鎖してしまうという状況が、今後増えてくる可能性があるのではないかとこのように危惧（きぐ）しております。

前の議員の答弁の中にもありましたけれども、介護保険デイサービス事業の制度そのもの、あるいは介護保険の制度そのものに幾つかの改善の余地があるのではないかというふうに思ったりも致します。そのためにですね、町の積極的な関与、支援によってですね、利用者が利用しやすい体制が維持できるような環境を継続してもらいたいというふうに思っております。

カッコ1の質問はこれで終わって、カッコ2に移ります。

通告書を読みます。

閉所後、利用されていた方たちへのフォローをどのように行うか。また、今後佐賀地域の方がデイサービスを利用したい場合、町はどのように対応するかを問うとしております。

答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは青木議員の、閉所後、利用されていた方たちへのフォローをどのように行うか。また、今後の佐賀地域の方がデイサービスを利用したい場合町はどのように対応するかを問うのご質問にお答え致します。

こちらにつきましても水野議員にお答えしたと重複致しますが、利用されていた方へのフォローにつきましては、社会福祉協議会が他の事業所に赴いて現状を伝え、担当ケアマネジャーと連携しながら、デイサービス終了後の行き先を調整しております。主には町内の通所介護事業所や町外の通所介護事業所、また、あったかふれあいセンターが受け入れ先となっております。

今後、佐賀地域の方がデイサービスを利用したい場合につきましては、これまで同様、担当ケアマネジャーが町内外の通所介護事業所を調整することになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

1月の社協の説明会では、利用されていた方の今後の対応について、あったかふれあいセンターこぶしの機能を拡充して、可能な限り利用者に負担がかからないようにしたいという説明がありました。先ほどの執行部の答弁でも、そのような同様の内容であったかと思っております。

しかしながら、閉所になったこぶしの事業を全てあったかふれあいセンターが引き継ぐわけにはいかない。昨日、金曜日の答弁にもありましたが、事業の趣旨や補助金の関係でできないということだったと思います。そういうことから、どうしてもこのサービスの低下は否めないのではないかというふうに思っております。

くどいようですが、この事業は介護保険事業であります。主体は黒潮町だと思っております。委託先の社協は、今後も利用しやすい、相談しやすい体制づくりとして身近な相談窓口にはなってくれるとは思いますが。その上でですね、地域包括支援センターや介護保険係が中心になって、住んでいる地域、地区に関係なく、安心してサービスが受けられる体制を維持してもらいたい。そのために、国や県への働き掛けなどを町が積極的に関与をしていただくことをお願いしてですね、2番の質問を終わります。

次の2番の質問に移ります。地域猫不妊去勢手術推進事業、TNR活動についてです。

通告書を読みます。

黒潮町は住民ニーズに応えるべく、昨年11月に要綱を改正して、地域猫の不妊去勢手術に対する補助金を拡充した。このことを踏まえて、以下のことを問うとしております。

TNR 活動について知らない方もおられるかもしれませんので、簡単に紹介をしておきます。

以前は飼い主のいない猫を野良猫というふうに言っておりましたが、現在は行政用語では地域猫というようになっているようです。猫は繁殖のスピードが早く、生後 4 カ月で繁殖が可能になるようです。この妊娠期間は約 2 カ月程度で、年に 2、3 回、1 度に 5 匹前後の子猫を出産するそうです。この状態を何もせずに放置してしまうと、1 年後、2 年後に何十倍もの子猫が生まれ、鳴き声や糞尿などによる被害、また道路への飛び出しによる事故死など、地域にさまざまな問題を引き起こすことになります。このような状況に対応するべく、猫に不妊去勢手術を行うことを TNR 活動と言います。TNR の T はトラップ、猫を捕まえ捕獲することです。N はニューター、不妊手術のことを言うそうです。R はリターン、手術を終えた猫を元の場所に戻すことを言います。また、手術を行った猫とそうでない猫との判別を行うため、手術済みの猫の片耳の先を V の字にカットしているそうです。この TNR 活動は、増え過ぎる個体数を抑制することで地域の環境を守り、猫好きな方とそうでない方とのトラブルを防止し、人間と猫が共生できる社会の実現を目指し、全国で活動がスタートしております。

このことを踏まえまして、カッコ 1 の質問を行います。

過去 3 年間、令和 4 年度から 6 年度までですね、と、今年度の雌猫不妊手術に対する補助金の件数および頭数は幾らか。

答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

青木議員の一般質問、過去 3 カ年令和 4 年から令和 6 年と、今年度の雌猫不妊手術に対する補助金の交付件数および頭数についてお答え致します。

まず、過去 3 カ年の実績でございます。

令和 4 年度は、交付件数が 0 件、頭数も 0 件となっております。

令和 5 年度は、交付件数 4 件、頭数 4 頭となっております。

令和 6 年度は、令和 4 年度と同様、交付件数、頭数共にゼロとなっております。

次に、本年度の実績でございます。

今年度は年度途中で要綱改正を行い、補助対象を従来の雌猫に加え、雄猫も対象として拡充をしました。また、地域住民の皆さまが協力して行う地域猫活動を推進するために、個人枠とは別に団体枠を設けております。

その上で、個人枠では、交付件数 8 件、雄猫 16 頭、雌猫 17 頭の計 33 頭。団体枠では、交付件数 2 件、雄猫 10 頭、雌猫 17 頭の合計 27 頭となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

この質問は、令和 4 年度に雌猫の不妊去勢手術に対する補助金交付要綱がスタートして、今年度までの推移を問うものであります。

先ほどの課長の答弁によりますと、住民ニーズの高まりや補助金交付要綱の拡充によって、今年度の件数が伸びているということでしょうか。

昨年 11 月の要綱の改正は、先ほども課長の答弁にもありましたが、これまで雌猫への本人手術のみを補助対象にしていたものに雄猫を加えたことや、予算の縛りはありますが、補助対象となる個体数の上限下限を廃止してきたことなど、非常に有効な体制であったと思っております。私も何回か担当者と協議を致しましたが、担当者の住民ニーズに把握に努め、猫好きの方もまたそうでない方も、お互いが共生、住みやすい環境づくりを目指して業務に当たっていることは、高く評価をしているところであります。今後も、地域猫を愛する住民の方々の協力をいただきながら事業を進めてほしいというふうに思っております。

これでカッコ 1 の質問を終わり、カッコ 2 に移ります。

通告書を読みます。

昨年 11 月に改正された地域猫不妊去勢手術に対する住民ニーズは高い。今後、どのような事業展開を考えているか。

答弁をお願い致します。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

青木議員の一般質問カッコ 2、昨年 11 月に改正された地域猫不妊去勢手術に対する住民ニーズが高い。今後、どのような事業展開を考えているかについてお答えを致します。

先にもお答えしましたように、昨年 11 月に県事業の交付要綱が改正されたことに伴い、黒潮町の要綱につきましても改正を行いました。それまで補助対象を雌猫に限定し、頭数制限も設けておりましたが、雄猫を新たに対象に追加し、頭数制限も撤廃する改正を行いました。

こうした状況を踏まえ、今後の事業展開と致しましては、一度に多くの不妊去勢手術を実施でき、繁殖抑制効果が高い団体枠を推進していきたいと考えております。

今年度は、要綱改正後に 2 地区で団体枠を活用した手術が実施をされました。他の地区からも実施を希望する声をいただいておりますが、県内で移動式の動物病院が 1 か所しかなく、県内全市町村から予約が集中している状況のため、今年度中の手術予約が確保できず実施には至りませんでした。次年度は、団体枠を活用する地区の皆さまに対し、早期の手術日予約確定をお願いし、確実な実施につなげていく考えです。

また、個人枠で事業を活用されている住民の方には申請時に状況を丁寧に聞き取り、地域周辺に猫が多い場合など、繁殖抑制効果がより高い団体枠の活用をご検討いただけるよう働き掛けを行ってまいります。

一方で、住民の中には自分のペースで活動したいという方もいらっしゃると思われまいますので、そうした方々には引き続き個人枠での取り組みを支援しながら、地域課題の解決につながるよう事業を進めてまいります。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

黒潮町は、県補助金に上乗せをして町の補助金を交付してくれております。このことは住民からも歓迎の声が上がっております。ぜひこの事業を継続して実施することで、猫好きな方もそうでない方もお互いが嫌な思いをすることがない共生社会の実現を目指してほしいと思います。

ちなみに、お隣の四万十町の 3 月議会においてもこの TNR 活動が質問されておまして、先週木曜日の高知新聞の朝刊に記事が載っておりました。四万十町では今年度、クラウドファンディングで寄付を募ったところ、約 2,200 万円の支援が集まったそうであります。

また、TNR 活動から一歩進んで、地域で餌やりやトイレの設置などを行いながらコントロールをする地域猫活動を推進したいというふうに執行部が答弁をしておりました。

そこで、再質問を行います。

先ほども言いましたが、黒潮町は県補助金に上乘せとして補助金を交付してくれております。この財源に充当するか、または捕獲檻などの購入に充てるかなど、経費は掛かりますので、四万十町のようなクラウドファンディングを黒潮町として行う意思があるかどうか、そのあたりを確認したいと思います。

答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

お隣四万十町さんでやられてるガバメントクラウドファンディングを活用した取り組みというのは承知をしております。

黒潮町で直ちにやる予定ではございませんが、いろんな自治体で取り組みがございますので、情報共有また情報収集をしながら、より良いやり方というのは広めていく必要があると考えておりますので、選択肢としては現状は考えてないんですけれども、いろんな選択肢があるということを情報収集しながら、今後の施策につなげてまいりたいと思っております。

議長（中島一郎君）

青木浩明君。

9 番（青木浩明君）

クラウドファンディングは、この事業の周知であるとか、認知度を向上させさせるためには有効な手段であると思います。やり方は市町村によっていろいろありますので無理には言いませんけれども、やはり、この事業は住民の皆さんの協力なくしては進まない事業であります。

私、この TNR 活動は、猫好きな方、そうでない方、お互いがウィンウィンの関係になれる事業じゃないかなというふうに思っております。言い換えれば、双方にメリットのある事業ではないかというふうに思っております。

とにかく猫好きじゃない方から、いろんな苦情が寄せられます。それに対して、猫好きな方との人間関係の軋轢というか、トラブルが発生しているように思います。今後もですね、猫を愛する方、地域のボランティアの方との良好な関係を築き、協力もいただきながら事業を進めていただくことをお願い致しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中島一郎君）

これで、青木浩明君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 43 分